

定する特定信用事業電子決済等代行業、協同組合による金融事業に関する法律第六條の五の二第二項に規定する信用協同組合電子決済等代行業、信用金庫法第八十五條の四第二項に規定する信用金庫電子決済等代行業、労働金庫法第八十九條の五第二項に規定する労働金庫電子決済等代行業、農林中央金庫法第九十五條の五の二第二項に規定する農林中央金庫電子決済等代行業又は株式会社社工組合中央金庫法第六十條の二第一項に規定する商工組合中央金庫電子決済等代行業に係る業務

九 信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二條第一項に規定する信託業に係る業務、同條第八項に規定する信託契約代理業に係る業務、同條第十一項第三号に規定する信託受益権売買等業務又は同法第二十一條第一項に規定する財産の管理業務 当該業務を行う者並びにその役員及び使用人

十 保険業法第二條第一項に規定する保険業、保険募集（同條第二十六項に規定する保険募集をいう。第十五條第五号ハ（二）及び第十七條第三項において同じ。）又は船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七十七号）第二條第二項若しくは第三項に規定する損害保険事業に係る業務 当該業務を行う者並びにその役員及び使用人

十一 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二條第一項に規定する貸金業に係る業務 当該業務を行う者並びにその役員及び使用人

十二 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二條第四項に規定する不動産特定共同事業（同條第三項第一号若しくは第二号に掲げる不動産特定共同事業契約又は同項第四号に掲げる不動産特定共同事業契約のうち同項第一号若しくは第二号に掲げる不動産特定共同事業契約に相当するものであつて、金銭をもつて出資の目的とし、かつ、契約の終了の場合における残余財産の分割又は出資の返還が金銭により行われることを内容とするものに係るものに限る。）に係る業務 当該業務を行う者並びにその役員及び使用人

十三 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二條第二項に規定する資金移動業、同條第十項に規定する電子決済手段等取引業若しくは同條第十五項に規定する暗

号資産交換業に係る業務又は同法第三條第一項に規定する前払式支払手段（同法第四條各号に掲げるものを除く。）の発行の業務 当該業務を行う者並びにその役員及び使用人

十四 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第百二十五條第三項に規定する積立金の管理及び運用に関する業務 国民年金基金及びその理事、同法第百二十八條第三項に規定する契約の相手方、国民年金基金連合会及びその理事並びに同法第百三十七條の十五第四項に規定する契約の相手方

十五 石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第百三十五号）第二十七條に規定する積立金（以下この号において「積立金」という。）の積立てに関する業務 石炭鉱業年金基金（以下この号において「基金」という。）及びその理事並びに基金が締結する積立金の運用に係る契約の相手方

十六 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第五十九條に規定する積立金の管理及び運用に関する業務 企業年金基金及びその理事、同法第四條第一号に規定する事業主、同條第三号に規定する資産管理運用機関及び契約金融商品取引業者、同法第七十條第二項第一号に規定する基金資産運用契約の相手方、同法第九十一條の二第一項に規定する連合会（以下この号において「連合会」という。）及びその理事並びに連合会が締結する同法第九十一條の二五において準用する同法第六十六條第一項、第二項、第四項及び第五項に規定する契約の相手方

十七 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二條第十二項に規定する個人別管理資産の運用及び同法第八條第一項に規定する積立金の管理に関する業務 同法第二條第五項に規定する連合会、同條第七項第一号に規定する資産管理機関、同法第三條第三項第一号に規定する事業主、同項第四号に規定する確定拠出年金運営管理機関及び同法第六十一條第一項の規定による同項第三号又は第四号に掲げる事務の委託を受けた者

十八 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）以下この号において「平成二十五年改正法」という。）附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改

正法第一條の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）以下この号において「改正前厚生年金保険法」という。）第百三十條の二第二項に規定する年金給付等積立金、平成二十五年改正法附則第三十八條第二項の規定により読み替えて適用される同條第一項の規定によりなおその効力を有することとされた改正前厚生年金保険法第百五十三條第一項第八号に規定する積立金又は平成二十五年改正法附則第四十條第四項第二号に規定する積立金の管理及び運用に関する業務 平成二十五年改正法附則第三條第十一号に規定する存続厚生年金基金（以下この号において「存続厚生年金基金」という。）及びその理事、同條第十三号に規定する存続連合会（以下この号において「存続連合会」という。）及びその理事並びに存続厚生年金基金及び存続連合会が締結した平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十六條の五各号（平成二十五年改正法附則第三十八條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十四條第三項において準用する場合を含む。）に掲げる契約の相手方

十九 前各号に掲げる業務に準ずるものとして政令で定める業務 政令で定める者

第三章 金融商品の販売等（定義）

第三條 この章において「金融商品の販売」とは、次に掲げる行為をいう。

一 預金等の受入れを内容とする契約の預金者、貯金者、定期積金の積金者又は銀行法第二條第四項に規定する掛金の掛金者との締結

二 無尽業法第一條に規定する無尽に係る契約に基づく掛金（以下この号において「無尽掛金」という。）の受入れを内容とする契約の無尽掛金の掛金者との締結

三 信託財産の運用方法が特定されていないことその他の政令で定める要件に該当する金銭の信託に係る信託契約（当該信託契約に係る受益権が金融商品取引法第二條第二項第一号又は第二号に掲げる権利であるものに限る。）の委託者との締結

四 保険契約又は保険若しくは共済に係る契約で保険契約に類するものとして政令で定めるものの保険契約者又はこれに類する者との締結

五 有価証券（金融商品取引法第二條第二項の規定により有価証券とみなされる同項第一号及び第二号に掲げる権利を除く。）を取得させる行為（代理又は媒介に該当するもの並びに第八号及び第九号に掲げるものに該当するものを除く。）

六 次に掲げるものを取得させる行為（代理又は媒介に該当するもの並びに第八号及び第九号に掲げるものに該当するものを除く。）

イ 金融商品取引法第二條第二項第一号又は第二号に掲げる権利

ロ 譲渡性預金証書をもつて表示される金銭債権（有価証券（金融商品取引法第二條第一項に規定する有価証券にあつては、当該有価証券に表示される権利をいう。）であるものを除く。）

ハ 資金決済に関する法律第二條第十四項に規定する暗号資産

七 不動産特定共同事業法第二條第三項に規定する不動産特定共同事業契約（金銭をもつて出資の目的とし、かつ、契約の終了の場合における残余財産の分割若しくは出資の返還が金銭により行われることを内容とするもの又はこれらに類する事項として政令で定めるものを内容とするものに限る。）の締結

八 市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引又はこれらの取引の取次ぎ

九 金融商品取引法第二條第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引又はその取次ぎ

十 金利、通貨の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引（前二号に掲げるものに該当するものを除く。）であつて政令で定めるもの又は当該取引の取次ぎ

十一 前各号に掲げるものに類するものとして政令で定める行為

2 この章において「金融商品の販売等」とは、金融商品の販売又はその代理若しくは媒介（顧客のために行われるものを含む。）をいう。

3 この章及び第七章において「金融商品販売業者等」とは、金融商品の販売等を業として行う者をいう。

（金融商品販売業者等の説明義務）

第四條 金融商品販売業者等は、金融商品の販売等を業として行うときは、当該金融商品の販売

等に係る金融商品の販売が行われるまでの間に、顧客に対し、次に掲げる事項（以下この章において「重要事項」という。）について説明をしなければならない。

一 当該金融商品の販売について金利、通貨の価格、金融商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下この条において同じ。）における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれがあるときは、次に掲げる事項

イ 元本欠損が生ずるおそれがある旨
ロ 当該指標

ハ ロの指標に係る変動を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれを生じさせる当該金融商品の販売に係る取引の仕組みのうちの重要な部分

二 当該金融商品の販売について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として当初元本を上回る損失が生ずるおそれがあるときは、次に掲げる事項
イ 当初元本を上回る損失が生ずるおそれがある旨
ロ 当該指標

ハ ロの指標に係る変動を直接の原因として当初元本を上回る損失が生ずるおそれを生じさせる当該金融商品の販売に係る取引の仕組みのうちの重要な部分

三 当該金融商品の販売について当該金融商品の販売を行う者その他の者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれがあるときは、次に掲げる事項
イ 元本欠損が生ずるおそれがある旨
ロ 当該者

ハ ロの者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれを生じさせる当該金融商品の販売に係る取引の仕組みのうちの重要な部分

四 当該金融商品の販売について当該金融商品の販売を行う者その他の者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として当初元本を上回る損失が生ずるおそれがあるときは、次に掲げる事項
イ 当初元本を上回る損失が生ずるおそれがある旨
ロ 当該者

ハ ロの者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として当初元本を上回る損失が生ずるおそれを生じさせる当該金融商品の販売に係る取引の仕組みのうちの重要な部分

ハ ロの者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として当初元本を上回る損失が生ずるおそれを生じさせる当該金融商品の販売に係る取引の仕組みのうちの重要な部分

五 第一号及び第三号に掲げるもののほか、当該金融商品の販売について顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定める事由を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれがあるときは、次に掲げる事項
イ 元本欠損が生ずるおそれがある旨
ロ 当該事由

ハ ロの事由を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれを生じさせる当該金融商品の販売に係る取引の仕組みのうちの重要な部分

六 第二号及び第四号に掲げるもののほか、当該金融商品の販売について顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定める事由を直接の原因として当初元本を上回る損失が生ずるおそれがあるときは、次に掲げる事項
イ 当初元本を上回る損失が生ずるおそれがある旨
ロ 当該事由

ハ ロの事由を直接の原因として当初元本を上回る損失が生ずるおそれを生じさせる当該金融商品の販売に係る取引の仕組みのうちの重要な部分

七 当該金融商品の販売の対象である権利を行使することができる期間の制限又は当該金融商品の販売に係る契約の解除をすることができる期間の制限があるときは、その旨

八 前項の説明は、顧客の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度によるものでなければならない。

三 第一号、第二号、第三号及び第五号の「元本欠損が生ずるおそれ」とは、当該金融商品の販売が行われることにより顧客の支払うこととなる金銭の合計額（当該金融商品の販売が行われることにより当該顧客の譲渡することとなる金銭以外の財産であつて政令で定めるもの（以下この項及び第七号第二項において「金銭相当物」という。）がある場合にあつては、当該合計額に当該金銭相当物の市場価値（市場価値がないときは、処分推定価額）の合計額を加えた額）

四 第一号、第二号、第三号及び第五号の「元本欠損が生ずるおそれ」とは、当該金融商品の販売が行われることにより顧客の支払うこととなる金銭の合計額（当該金融商品の販売が行われることにより当該顧客の譲渡することとなる金銭以外の財産であつて政令で定めるもの（以下この項及び第七号第二項において「金銭相当物」という。）がある場合にあつては、当該合計額に当該金銭相当物の市場価値（市場価値がないときは、処分推定価額）の合計額を加えた額）

が、当該金融商品の販売により当該顧客（当該金融商品の販売により当該顧客の定めるところにより金銭又は金銭以外の財産を取得することとなる者がある場合にあつては、当該者を含む。以下この項において「顧客等」という。）の取得することとなる金銭の合計額（当該金融商品の販売により当該顧客等の取得することとなる金銭以外の財産がある場合にあつては、当該合計額に当該金銭以外の財産の市場価値（市場価値がないときは、処分推定価額）の合計額を加えた額）を上回ることとなるおそれがある旨

四 第一号、第二号、第四号及び第六号の「当初元本を上回る損失が生ずるおそれ」とは、次に掲げるものをいう。

一 当該金融商品の販売（前条第一項第八号から第十号までに掲げる行為及び同項第十一号に掲げる行為であつて政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により損失が生ずることとなるおそれがある場合における当該損失の額が当該金融商品の販売が行われることにより顧客が支払うべき委託証拠金その他の保証金の金銭の額（当該金融商品の販売が行われることにより当該顧客の預託すべき金銭以外の財産であつて政令で定めるもの（以下この項において「保証金相当物」という。）がある場合にあつては、当該額に当該保証金相当物の市場価値（市場価値がないときは、処分推定価額）の合計額を加えた額。次号及び第三号において同じ。）を上回ることとなるおそれ

二 当該金融商品の販売について当該金融商品の販売を行う者その他の者の業務又は財産の状況の変化により損失が生ずることとなるおそれがある場合における当該損失の額が当該金融商品の販売が行われることにより顧客が支払うべき委託証拠金その他の保証金の金銭の額を上回ることとなるおそれ

三 当該金融商品の販売について第一項第六号の事由により損失が生ずることとなるおそれがある場合における当該損失の額が当該金融商品の販売が行われることにより顧客が支払うべき委託証拠金その他の保証金の金銭の額を上回ることとなるおそれ

四 前三号に準ずるものとして政令で定めるもの

五 第一項第一号ハ、第二号ハ、第三号ハ、第四号ハ、第五号ハ及び第六号ハに規定する「金融商品の販売に係る取引の仕組み」とは、次に掲げるものをいう。

一 前条第一項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる行為にあつては、これらの規定に規定する契約の内容

二 前条第一項第五号に掲げる行為にあつては、当該規定に規定する有価証券（金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券にあつては、当該有価証券に表示される権利をいう。同条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第一号及び第二号に掲げる権利を除く。）の内容及び当該行為が行われることにより顧客が負うこととなる義務の内容

三 前条第一項第六号に掲げる行為（同号イに係るものに限る。）にあつては、当該規定に規定する権利の内容及び当該行為が行われることにより顧客が負うこととなる義務の内容

四 前条第一項第六号に掲げる行為（同号ロに係るものに限る。）にあつては、当該規定に規定する債権の内容及び当該行為が行われることにより顧客が負担することとなる債務の内容

五 前条第一項第六号に掲げる行為（同号ハに係るものに限る。）にあつては、当該規定に規定する暗号資産に表示される権利の内容（当該権利が存在しないときは、その旨）及び当該行為が行われることにより顧客が負うこととなる義務の内容

六 前条第一項第八号から第十号までに掲げる行為にあつては、これらの規定に規定する取引の仕組み

七 前条第一項第十一号の政令で定める行為にあつては、政令で定める事項

一 金融商品の販売について二以上の金融商品販売業者等が第一項の規定により顧客に対し重要事項について説明をしなければならない場合において、いずれか一の金融商品販売業者等が当該重要事項について説明をしたときは、他の金融商品販売業者等は、同項の規定にかかわらず、当該重要事項について説明をすることを要しない。ただし、当該他の金融商品販売業者等が政令で定める者である場合は、この限りでない。

七 第一項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 顧客が、金融商品の販売等に関する専門的知識及び経験を有する者として政令で定める者（第十条第一項において「特定顧客」という。）である場合

二 第一項に規定する金融商品の販売が金融商品取引法第二条第八項第一号に規定する商品関連市場デリバティブ取引及びその取次ぎのいずれでもない場合において、重要事項について説明を要しない旨の顧客の意思の表明があつたとき

（金融商品販売業者等の断定的判断の提供等の禁止）

第五条 金融商品販売業者等は、金融商品の販売等を業として行うときは、当該金融商品の販売等に係る金融商品の販売が行われるまでの間に、顧客に対し、当該金融商品の販売に係る事項について、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為（以下この章において「断定的判断の提供等」という。）を行つてはならない。

（金融商品販売業者等の損害賠償責任）

第六条 金融商品販売業者等は、顧客に対し第四条の規定により重要事項について説明をしなればならない場合において当該重要事項について説明をしなかつたとき、又は前条の規定に違反して断定的判断の提供等を行ったときは、これによって生じた当該顧客の損害を賠償する責めに任ずる。

（損害の額の推定）

第七条 顧客が前条の規定により損害の賠償を請求する場合には、元本欠損額は、金融商品販売業者等が重要事項について説明をしなかつたこと又は断定的判断の提供等を行ったことによつて当該顧客に生じた損害の額と推定する。

2 前項の「元本欠損額」とは、当該金融商品の販売が行われたことにより顧客の支払った金銭及び支払うべき金銭の合計額（当該金融商品の販売が行われたことにより当該顧客の譲渡した金銭相当物又は譲渡すべき金銭相当物がある場合にあつては、当該合計額にこれらの金銭相当物の市場価値（市場価値がないときは、処分推定価値）の合計額を加えた額）から、当該金融商品の販売により当該顧客（当該金融商品の販売により当該顧客を定めるところにより金銭又は金銭以外の財産を取得することとなつた者があつたときは、当該顧客を含む。以下この

項において「顧客等」という。）の取得した金銭及び取得すべき金銭の合計額（当該金融商品の販売により当該顧客等の取得した金銭以外の財産又は取得すべき金銭以外の財産がある場合にあつては、当該合計額にこれらの金銭以外の財産の市場価値（市場価値がないときは、処分推定価値）の合計額を加えた額）と当該金融商品の販売により当該顧客等の取得した金銭以外の財産であつて当該顧客等が売却その他の処分をしたものの処分価値の合計額とを合算した額を控除した金額をいう。

（民法の適用）

第八条 重要事項について説明をしなかつたこと又は断定的判断の提供等を行ったことによる金融商品販売業者等の損害賠償の責任については、この法律の規定によるほか、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による。

（勧誘の適正の確保）

第九条 金融商品販売業者等は、業として行う金融商品の販売等に係る勧誘をするに際し、その適正の確保に努めなければならない。

（勧誘方針の策定等）

第十条 金融商品販売業者等は、業として行う金融商品の販売等に係る勧誘をしようとするときは、あらかじめ、当該勧誘に関する方針（以下この条及び第五十四条において「勧誘方針」という。）を定めなければならない。ただし、当該金融商品販売業者等が、国、地方公共団体その他勧誘の適正を欠くおそれがないと認められる者として政令で定める者である場合は特定顧客のみを顧客とする金融商品販売業者等である場合は、この限りでない。

2 勧誘方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 勧誘の対象となる者の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らし配慮すべき事項

二 勧誘の方法及び時間帯に関し勧誘の対象となる者に対し配慮すべき事項

三 前二号に掲げるもののほか、勧誘の適正の確保に関する事項

3 金融商品販売業者等は、第一項の規定により勧誘方針を定めたときは、政令で定める方法により、速やかに、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第四章 金融サービス仲介業

第一節 総則

（定義）

第十一条 この章、第六章及び第七章において「金融サービス仲介業」とは、預金等媒介業務、

保険媒介業務、有価証券等仲介業務又は貸金業貸付媒介業務のいずれかを業として行うことをいう。

2 この章において「預金等媒介業務」とは、銀行代理業者（銀行法第十五条に規定する銀行代理業者をいう。第十五条第一号ロ及び第二号ニ（二）並びに第十六条第三項第八号イにおいて同じ。）その他政令で定める者以外の者が次に掲げる行為のいずれかを行う業務をいう。

一 次に掲げる者のために行う預金等の受入れを内容とする契約（当該契約について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。）の締結の媒介

イ 銀行（銀行法第二条第一項に規定する銀行をいう。第十五条第二号ニ（二）及び第六号並びに第十七条第一項において同じ。）

ロ 長期信用銀行（長期信用銀行法第二条に規定する長期信用銀行をいう。第十五条第二号ニ（七）において同じ。）

ハ 信用金庫

ニ 信用金庫連合会

ホ 労働金庫

ヘ 労働金庫連合会

ト 信用協同組合

チ 協同組合連合会（中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号の事業を行うものに限る。第十五条第二号ニ（五）において同じ。）

リ 農業協同組合（農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。第十五条第二号ニ（三）において同じ。）

五 農業協同組合連合会（農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。第十五条第二号ニ（三）において同じ。）

又 漁業協同組合（水産業協同組合法第十一条第一項第四号の事業を行うものに限る。第十五条第二号ニ（四）において同じ。）

ワ 漁業協同組合連合会（水産業協同組合法第十一条第一項第四号の事業を行うものに限る。第十五条第二号ニ（四）において同じ。）

ル 水産加工業協同組合（水産業協同組合法第十九条第一項第二号の事業を行うものに限る。第十五条第二号ニ（四）において同じ。）

カ 水産加工業協同組合連合会（水産業協同組合法第十九条第一項第二号の事業を行うものに限る。第十五条第二号ニ（四）において同じ。）

キ 水産加工業協同組合連合会（水産業協同組合法第十九条第一項第二号の事業を行うものに限る。第十五条第二号ニ（四）において同じ。）

ク 水産加工業協同組合連合会（水産業協同組合法第十九条第一項第二号の事業を行うものに限る。第十五条第二号ニ（四）において同じ。）

ケ 水産加工業協同組合連合会（水産業協同組合法第十九条第一項第二号の事業を行うものに限る。第十五条第二号ニ（四）において同じ。）

コ 水産加工業協同組合連合会（水産業協同組合法第十九条第一項第二号の事業を行うものに限る。第十五条第二号ニ（四）において同じ。）

カ 水産加工業協同組合連合会（水産業協同組合法第十九条第一項第二号の事業を行うものに限る。第十五条第二号ニ（四）において同じ。）

キ 水産加工業協同組合連合会（水産業協同組合法第十九条第一項第二号の事業を行うものに限る。第十五条第二号ニ（四）において同じ。）

ク 水産加工業協同組合連合会（水産業協同組合法第十九条第一項第二号の事業を行うものに限る。第十五条第二号ニ（四）において同じ。）

ケ 水産加工業協同組合連合会（水産業協同組合法第十九条第一項第二号の事業を行うものに限る。第十五条第二号ニ（四）において同じ。）

力 水産加工業協同組合連合会（水産業協同組合法第十九条第一項第二号の事業を行うものに限る。第十五条第二号ニ（四）において同じ。）

ヨ 農林中央金庫

二 前号イからヨまでに掲げる者と顧客との間において行う資金の貸付又は手形の割引を内容とする契約（当該契約について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。）の締結の媒介（貸金業者（貸金業法第二条第二項に規定する貸金業者をいう。以下同じ。）が顧客のために行うものを除く。）

三 第一号イからヨまでに掲げる者のために行う為替取引を内容とする契約（当該契約について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。）の締結の媒介

この章において「保険媒介業務」とは、保険業法第二百七十六条の登録を受けている特定保険募集人（同条に規定する特定保険募集人をいう。第十五条第一号及び第二号ニ（一〇）において同じ。）及び同法第二百八十六条の登録を受けている保険仲立人（同法第二十五条に規定する保険仲立人をいう。以下この節において同じ。）並びに損害保険会社（同法第二条第四項に規定する損害保険会社をいう。）、同法第二百七十六条の登録を受けている損害保険代理店（同法第二十一条に規定する損害保険代理店をいう。）及び同法第二百八十六条の登録を受けている保険仲立人の役員（代表権を有する役員並びに監査役、監査等委員会の委員及び監査委員会の委員を除く。）及び使用人並びに特定少額短期保険募集人（同法第二百七十五条第一項第三号に規定する特定少額短期保険募集人をいう。）以外の者が次に掲げる者と顧客との間における保険契約（当該保険契約について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。）の締結の媒介を行う業務をいう。

一 保険会社（保険業法第二条第二項に規定する保険会社をいう。第十五条第五号において同じ。）

二 外国保険会社等（保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等をいう。第十五条第五号において同じ。）

三 外国保険会社等（保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等をいう。第十五条第五号において同じ。）

四 外国保険会社等（保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等をいう。第十五条第五号において同じ。）

五 外国保険会社等（保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等をいう。第十五条第五号において同じ。）

六 外国保険会社等（保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等をいう。第十五条第五号において同じ。）

七 外国保険会社等（保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等をいう。第十五条第五号において同じ。）

八 外国保険会社等（保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等をいう。第十五条第五号において同じ。）

九 外国保険会社等（保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等をいう。第十五条第五号において同じ。）

十 外国保険会社等（保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等をいう。第十五条第五号において同じ。）

十一 外国保険会社等（保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等をいう。第十五条第五号において同じ。）

十二 外国保険会社等（保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等をいう。第十五条第五号において同じ。）

十三 外国保険会社等（保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等をいう。第十五条第五号において同じ。）

十四 外国保険会社等（保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等をいう。第十五条第五号において同じ。）

十五 外国保険会社等（保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等をいう。第十五条第五号において同じ。）

十六 外国保険会社等（保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等をいう。第十五条第五号において同じ。）

三 少額短期保険業者（保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。第十五条第五号において同じ。）

四 この章及び第百三十七條第二項第三号において「有価証券等仲介業務」とは、金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。以下この節において同じ。）であつて第一種金融商品取引業（同法第二十八條第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。第一号イ及び第六條第三項第八号ハにおいて同じ。）を行うもの及び金融商品仲介業者（同法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。第十五條第一号ル及び第二号ニ（一）並びに第十六條第三項第八号ハにおいて同じ。）以外の者が次に掲げる行為（他の法律の規定に基づき業として行うもの及び投資運用業（同法第二十八條第四項に規定する投資運用業をいう。第一号イにおいて同じ。）を行う者が行う第四号に掲げる行為を除く。）のいずれかを行う業務をいう。

一 次に掲げる者と顧客との間において行う有価証券の売買（当該売買について顧客に対して高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。）の媒介（金融商品取引法第二条第八項第十号に該当するものを除く。）

イ 第一種金融商品取引業（金融商品取引法第二十九條の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務を除く。）又は投資運用業（同法第二十九條の五第一項に規定する適格投資家向け投資運用業を除く。）を行う金融商品取引業者

ロ 金融商品取引法第二条第十一項に規定する登録金融機関

二 前号イ又はロに掲げる者と顧客との間において行う金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場又は同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引（これらの取引について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。）の委託の媒介

三 第一号イ又はロに掲げる者のために行う有価証券の募集（金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。）若しくは有価証券の売出し（同条第四項に規定する

有価証券の売出しをいう。）の取扱い又は有価証券の私募（同条第三項に規定する有価証券の私募をいう。）若しくは特定投資家向け売付け勧誘等（同条第六項に規定する特定投資家向け売付け勧誘等をいう。）の取扱い（これらの取扱いについて顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。）

四 第一号イ又はロに掲げる者と顧客との間において行う投資顧問契約（金融商品取引法第二条第八項第十一号に規定する投資顧問契約をいう。第二十二條第六項第八号及び第三十一條第二項において同じ。）（当該投資顧問契約について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。）又は投資一任契約（同法第二条第八項第十二号ロに規定する投資一任契約をいう。第二十二條第六項第八号及び第三十一條第二項において同じ。）（当該投資一任契約について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。）の締結の媒介

五 この章において「貸金業貸付媒介業務」とは、貸金業者以外の者が貸金業者と顧客との間における資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約（当該契約について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。）の締結の媒介（他の法律の規定に基づき業として行うもの及び貸金業法第二条第一項各号（第二号を除く。）に掲げるものを除く。）を行う業務をいう。

六 この章及び第七章において「金融サービス仲介業者」とは、次条の規定により内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

七 この章、第六章及び第七章において「認定金融サービス仲介業協会」とは、第四十條の規定による認定を受けた一般社団法人をいう。

八 この章において「金融サービス仲介業務」とは、金融サービス仲介業者が行う預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務又は貸金業貸付媒介業務をいう。

九 この章及び第七章において「指定紛争解決機関」とは、第五十一條第一項の規定による指定を受けた者をいう。

十 この章において「苦情処理手続」とは、金融サービス仲介業務関連苦情（金融サービス仲介業務に関する苦情をいう。第六節において同じ。）を処理する手続をいう。

十一 この章において「紛争解決手続」とは、金融サービス仲介業務関連紛争（金融サービス仲介業務に関する紛争で当事者が和解をすることができないものをいう。第六節において同じ。）について訴訟手続によらずに解決を図る手続をいう。

十二 この章及び第七章において「紛争解決等業務」とは、苦情処理手続及び紛争解決手続に係る業務並びにこれに付随する業務をいう。

十三 この章において「紛争解決等業務の種別」とは、紛争解決等業務の対象とする預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務及び貸金業貸付媒介業務の種別をいう。

十四 この章において「手続実施基本契約」とは、紛争解決等業務の実施に関し指定紛争解決機関と金融サービス仲介業者との間で締結される契約をいう。

（登録）

第十二條 金融サービス仲介業者は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、行うことができない。

（登録の申請）

第十三條 前条の登録を受けようとする者（以下第十三条までにおいて「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号、名称又は氏名及び住所

二 法人であるときは、その役員（外国法人にあっては、外国の法令上これと同様に取り扱われている者及び日本における代表者を含む。以下同じ。）の氏名又は名称

三 金融サービス仲介業を行う営業所又は事務所の名称及び所在地

四 業務の種別（預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務及び貸金業貸付媒介業務の種別をいう。以下同じ。）

五 貸金業貸付媒介業務を行う場合にあっては、貸金業貸付媒介業務に関して広告又は勧誘をする際に表示又は説明をする営業所又は事務所の電話番号その他の連絡先等であつて内閣府令で定めるもの

六 電子金融サービス仲介業務（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるもの）により行う金融サービス仲介業務をいう。

第十五条第一号レ及び第十八條第一項において同じ。）を行う場合にあっては、その旨

七 他に事業を行うときは、その事業の種類

八 その他内閣府令で定める事項

二 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 第十五条第一号イからカまで、第二号イからハまで又は第三号イ若しくはロのいずれにも該当しないことを誓約する書面

二 登録申請者が法人であるときは、定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）

三 金融サービス仲介業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類

四 登録申請者が預金等媒介業務を行う場合にあっては、第十五条第四号に該当しないことを誓約する書面

五 登録申請者が保険媒介業務を行う場合にあっては、第十五条第五号イ、ロ、ハ（二）を除く。）（二（同号ハ（二）に係る部分を除く。）又はホ（同号ハ（二）に係る部分を除く。）のいずれれにも該当しないことを誓約する書面

六 登録申請者が有価証券等仲介業務を行う場合にあっては、第十五条第六号に該当しないことを誓約する書面

七 登録申請者が貸金業貸付媒介業務を行う場合にあっては、第十五条第七号に該当しないことを誓約する書面

八 その他内閣府令で定める書類

（登録の実施）

第十四條 内閣総理大臣は、第十二條の登録の申請があつた場合においては、次条の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を金融サービス仲介業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

二 内閣総理大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

三 内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

第十五條 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類のうち虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠け

をした者をいう。同号二(11)において同じ。)であつた者が同法第六十三条の十三第三項の規定により海外投資家等特例業務(同法第六十三条の八第一項に規定する海外投資家等特例業務をいう。ル及び同号二(11)において同じ。)の廃止を命ぜられた場合、同法第六十三条の十一第一項の規定による届出をした者であつた者が同法第二項において準用する同法第六十三条の十三第三項の規定により海外投資家等特例業務の廃止を命ぜられた場合、金融商品仲介業者であつた者が同法第六十六条の二十第一項の規定により同法第六十六条の登録を取り消された場合、信用格付業者(同法第二十三条第六項に規定する信用格付業者をいう。同号二(11)において同じ。)であつた者が同法第六十六条の四十二第一項の規定により同法第六十六条の二十七の登録を取り消された場合若しくは高速取引行為者(同法第二十四条第二項に規定する高速取引行為者をいう。同号二(11)において同じ。)であつた者が同法第六十六条の六の五の五十の登録を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国においてこれらと同種類の登録若しくは許可(当該登録又は許可に類する認可その他の行政処分を含む。同号二(11)において同じ。)を受けていた者が当該同種類の登録の登録若しくは許可を取り消された場合若しくは適格機関投資家等特例業務若しくは海外投資家等特例業務と同種類の業務を行つていた者が当該業務の廃止を命ぜられた場合において、その取消し又は命令の日から五年を経過しないもの

ヲ 貸金業者であつた者が貸金業法第六十二条の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否された場合若しくは同法第二十四条の六の四第一項、第二十四条の六の五第一項若しくは第二十四条の六の六第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の登録(当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。次号二(12)において同じ)を受けていた者が当該同種類の登録の更新を拒否された場合若しくは当該同種類の登録を取り消された場合において、その取消しの日(更新の拒否の場合にあっては、当該更新の拒否の処分がなされた日。同号二(12)において同じ。)から五年を経過しないもの

ワ この法律、担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)、農業協同組合法、金融商品取引法、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合法による金融事業に関する法律、商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)、信用金庫法、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)、長期信用銀行法、労働金庫法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第九十五号)、割賦販売法(昭和三十六年法律第五十九号)、銀行法、貸金業法、預託等取引に関する法律(昭和六十一年法律第六十二号)、商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)(第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く)、不動産特定共同事業法、保険業法、資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五十五号)、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律(平成十一年法律第三十二号)、農林中央金庫法若しくは信託業法その他政令で定める法律若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、貸付けの契約(貸金業法第二条第三項に規定する貸付けの契約をいう)の締結若しくは当該契約に基づく債権の取立てに当たり物価統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)第十二条の規定に違反し、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

カ 金融サービス仲介業務に關し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者として内閣府令で定める者

キ 他に行つてい事業が公益に反すると認められる者

ク 金融サービス仲介業を適確に遂行するに足りる能力を有しない者

ケ 電子金融サービス仲介業務を行う場合にあっては、当該電子金融サービス仲介業務を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われていない者

コ 認定金融サービス仲介業協会等(認定金融サービス仲介業協会又は業務の種類ごとにこれに類するものとして内閣府令で定めるもの(第十三条第一項の規定による登録申請書に記載した業務の種類に係るものに限る)をいう。ソにおいて同じ。)に加入しない者であつて、認定金融サービス仲介業協会等の定款その他の規則(金融サービス仲介業務の適正を確保すること又は顧客の保護に限るものに限る)に準ずる内容の社内規則(当該者又はその役員(相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問はず、法人に対し取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、理事若しくは監事又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者として内閣府令で定める者を含む。第五号イ及びロを除き、以下この条、第十八条第一項第二号ロ、第三十八条第三項並びに第五十一条第一項第四号及び第六号において同じ)若しくは使用人が遵守すべき規則をいう)を作成してないもの又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していないもの

ク 法人である場合にあっては、役員のうち次のいずれかに該当する者のある者

イ 心身の故障により金融サービス仲介業を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受け

ることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ 次のいずれかに該当する者

(1) 金融サービス仲介業者であつた法人が第三十八条第一項の規定により第十二条の登録を取り消された場合又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該法人が当該同種類の登録を受け、当該場合において、その取消しの日前三十日以内にこれらの法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しないもの

(2) 銀行であつた法人が銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により同法第四条第一項の免許を取り消された場合、銀行主要株主であつた法人が同法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、銀行持株会社であつた法人が同法第五十二条の三十四第一項の規定により同法第五十二条の十七第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消された場合若しくは銀行代理業者であつた法人が同法第五十二条の五十六第一項の規定により同法第五十二条の三十六第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国においてこれらと同種類の免許、認可若しくは許可(当該免許、認可又は許可に類する登録その他の行政処分を含む)を受けていた者が当該同種類の免許、認可若しくは許可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しないもの

(3) 特定信用事業代理業者であつた法人が農業協同組合法第九十二条の四第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により農業協同組合法第九十二条の第二項の許可を取り消された場合若しくは同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の許可を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合又は農

業協同組合若しくは農業協同組合連合会であつた法人が同法第九十五条の二の規定により解散を命ぜられた場合若しくは外国の法令上これらに相当する法人が当該外国の法令の規定により解散を命ぜられた場合において、その取消し又は命令の日前三十日以内にこれらの法人の役員であつた者でその取消し又は命令の日から五年を経過しないもの

(4) 特定信用事業代理業者であつた法人が水産業協同組合法第八十一条において読み替へて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により水産業協同組合法第六十一条の許可を取り消された場合若しくは同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の許可を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合又は漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合であつた法人が同法第二百二十四条の二の規定により解散を命ぜられた場合若しくは外国の法令上これらに相当する法人が当該外国の法令の規定により解散を命ぜられた場合において、その取消し又は命令の日前三十日以内にこれらの法人の役員であつた者でその取消し又は命令の日から五年を経過しないもの

類の許可を取り消された場合において、その命令又は取消しの日前三十日以内にこれらの法人の役員であつた者でその命令又は取消しの日から五年を経過しないもの

(6) 信用金庫若しくは信用金庫連合会であつた法人が信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により信用金庫法第四条の免許を取り消された場合若しくは信用金庫代理業者であつた法人が同法第八十九条第五項において読み替へて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により信用金庫法第八十五条の二第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国においてこれらと同種類の免許若しくは許可（当該免許又は許可に類する登録その他の行政処分を含む。）を受けていた者が当該同種類の免許若しくは許可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にこれらの法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しないもの

(7) 長期信用銀行であつた法人が長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により長期信用銀行法第四十一条の免許を取り消された場合、長期信用銀行主要株主であつた法人が同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により長期信用銀行法第十五条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行持株会社であつた法人が同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の三十四第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の四第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消された場合若しくは長期信用銀行代理業者であつた者が同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国においてこれらと同種類の免許、認可若しくは

許可（当該免許、認可又は許可に類する登録その他の行政処分を含む。）を受けていた者が当該同種類の免許、認可若しくは許可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にこれらの法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しないもの

(8) 労働金庫若しくは労働金庫連合会であつた法人が労働金庫法第九十五条の規定により同法第六条の免許を取り消された場合若しくは労働金庫代理業者であつた法人が同法第九十四条第三項において読み替へて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により労働金庫法第八十九条又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国においてこれらと同種類の免許若しくは許可（当該免許又は許可に類する登録その他の行政処分を含む。）を受けていた者が当該同種類の免許若しくは許可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にこれらの法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しないもの

(9) 農林中央金庫であつた法人が農林中央金庫法第八十六条の規定により解散を命ぜられた場合若しくは外国の法令上これらに相当する法人が当該外国の法令の規定により解散を命ぜられた場合又は農林中央金庫代理業者であつた法人が同法第九十五条の四第一項において読み替へて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合若しくは同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の許可を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合において、その命令又は取消しの日前三十日以内にこれらの法人の役員（経営管理委員を含む。）であつた者でその命令又は取消しの日から五年を経過しないもの

(10) 特定保険募集人であつた法人が保険業法第三百七条第一項の規定により同法第二百七十六条の登録を取り消された場合若しくは保険仲立人であつた法人が同項

の規定により同法第二百八十六条の登録を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国においてこれらと同種類の登録を受けていた法人が当該同種類の登録を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にこれらの法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しないもの

(11) 金融商品取引業者であつた法人が金融商品取引法第五十二条第一項、第五十三条第三項若しくは第五十七条の六第三項の規定により同法第二十九条の登録を取り消された場合、取引所取引許可業者であつた法人が同法第六十条の八第一項の規定により同法第六十条の八第一項の許可を取り消された場合、電子店頭デリバティブ取引等許可業者であつた法人が同法第六十条の十四第二項において準用する同法第六十条の十四第一項の許可を取り消された場合、特例業務届出者であつた法人が同法第六十三条の五第三項の規定により適格機関投資家等特例業務の廃止を命ぜられた場合、同法第六十三条の三第一項の規定による届出をした者であつた法人が同法第二項において読み替へて準用する同法第六十三条の五第三項の規定により適格機関投資家等特例業務の廃止を命ぜられた場合、海外投資家等特例業務届出者であつた法人が同法第六十三条の十三第三項の規定により海外投資家等特例業務の廃止を命ぜられた場合、金融商品仲介業者であつた法人が同法第六十六条の二十第一項の規定により同法第六十六条の登録を取り消された場合、信用格付業者であつた法人が同法第六十六条の四十二第二項の規定により同法第六十六条の二十七の登録を取り消された場合若しくは高速取引行為者であつた法人が同法第六十六条の六十三第一項の規定により同法第六十六条の五十の登録を取り消された場合

合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国においてこれらと同種類の登録若しくは許可を受けていた法人が当該同種類の登録若しくは許可を取り消された場合若しくは適格機関投資家等特例業務若しくは海外投資家等特例業務と同種類の業務を行っていた法人が当該業務の廃止を命ぜられた場合において、その取消し又は命令の日前三十日以内にこれらの法人の役員であった者でその取消し又は命令の日から五年を経過しないもの

- (12) 貸金業者であつた法人が貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否された場合若しくは同法第二十四条の六の四第一項、第二十四条の六の五第一項若しくは第二十四条の六の六第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の登録を受けていた法人が当該同種類の登録の更新を拒否された場合若しくは当該同種類の登録を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にこれらの法人の役員であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの
- ホ 次のいずれかに該当する者

- (1) 第三十八条第三項の規定により解任を命ぜられた役員又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者
- (2) 銀行法第二十七条、第五十二条の三十四第一項若しくは第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者
- (3) 農業協同組合法第九十二条の四第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員若しくは農業協同組合

法第九十五条第二項の規定により改選を命ぜられた役員又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任若しくは改選を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

(4) 水産業協同組合法第八十一条において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員若しくは水産業協同組合法第二百二十四条第二項の規定により改選を命ぜられた役員又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任若しくは改選を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

(5) 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において読み替えて準用する銀行法第二十七条若しくは協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の二第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は協同組合による金融事業に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

(6) 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは信用金庫法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は信用金庫法に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

(7) 長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十七条、第五十二条の三十四第一項若しくは第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は長期信用銀行法に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

(8) 労働金庫法第九十五条第一項の規定により改任を命ぜられた役員若しくは同法第九十四条第三項において読み替えて準

用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は労働金庫法に相当する外国の法令の規定により当該外国において改任若しくは解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

(9) 農林中央金庫法第八十六条の規定により解任を命ぜられた役員（経営管理委員を含む。）若しくは同法第九十五条の四第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は農林中央金庫法に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

(10) 金融商品取引法第五十二条第二項、第六十条の八第二項（同法第六十条の第十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の二十第六項、第六十六条の四十二第二項若しくは第六十六条の六十三第二項の規定により解任若しくは解職を命ぜられた役員又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

(11) 貸金業法第二十四条の六の四第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

正かつ確実に行うことについて支障を及ぼすおそれがあるものとして内閣府令で定める場合に該当する者

五 保険媒介業務を行う場合にあつては、次のいずれかに該当する者

イ 保険会社、外国保険会社等若しくは少額短期保険業者又はこれらの役員若しくは使用人

ロ 保険募集人（保険業法第二十三条第三項に規定する保険募集人をいう。以下この節において同じ。）（保険会社、外国保険会社等若しくは少額短期保険業者の委託を受けて、又は当該委託を受けた者の再委託を受けて、その保険会社、外国保険会社等又は少額短期保険業者のために保険契約の締結の代理又は媒介を行う者を除く。）又は保険仲立人の役員若しくは使用人

ハ 保険契約の締結の媒介を行う使用人のうち次に次のいずれかに該当する者のある者

(1) 第二号イからハまで又はイ若しくはロのいずれかに該当する者

(2) 登録の申請の日前三十年以内に保険媒介業務又は保険募集に関し著しく不適当な行為をした者

(3) 保険募集人（保険会社、外国保険会社等若しくは少額短期保険業者の委託を受けて、又は当該委託を受けた者の再委託を受けて、その保険会社、外国保険会社等又は少額短期保険業者のために保険契約の締結の代理又は媒介を行う者に限る。）又は保険仲立人

ニ 法人である場合にあつては、役員のうちイ、ロ又はハ（2）若しくは（3）のいずれかに該当する者のある者

ホ 個人である場合にあつては、金融サービス仲介業に関し成年者と同じの行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ、ロ又はハ（2）若しくは（3）のいずれかに該当する者

六 有価証券等仲介業務を行う場合にあつては、銀行その他政令で定める者

七 貸金業貸付媒介業務を行う場合にあつては、政令で定める使用人のうちに第二号イからハまでのいずれかに該当する者のある者（変更登録等）

四 預金等媒介業務を行う場合にあつては、他に事業を行うことにより預金等媒介業務を適

三 個人である場合にあつては、次のいずれかに該当する者

イ 前号イからホまでのいずれかに該当する者

ロ 金融サービス仲介業に関し成年者と同じの行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合にあつては、その役員を含む。第五号ホにおいて同じ。）が前号イからハまでのいずれかに該当する者

四 預金等媒介業務を行う場合にあつては、他に事業を行うことにより預金等媒介業務を適

第十六条 金融サービス仲介業者は、第十三条第一項第四号又は第六号に掲げる事項について変

更をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の変更登録を受けなければならぬ。

2 第十四条(第一項各号を除く。)及び前条(第一号イからヨまで、第二号及び第三号を除く。)の規定は、前項の変更登録について準用する。この場合において、第十四条第一項中「次に掲げる」とあるのは「変更に係る」と、前条中「各号」とあるのは「各号(第一号イからヨまで、第二号及び第三号を除く。)」と、同条第四号中「預金等媒介業務を行う」とあるのは「一次条第一項の変更登録により預金等媒介業務を行う」と、同条第五号中「保険媒介業務」とあるのは「一次条第一項の変更登録により保険媒介業務を行う」と、同条第六号中「有価証券等仲介業務」とあるのは「一次条第一項の変更登録により有価証券等仲介業務」と、同条第七号中「貸金業貸付媒介業務」とあるのは「一次条第一項の変更登録により貸金業貸付媒介業務」と読み替えるものとする。

3 金融サービス仲介業者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者は、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

一 第十三条第一項各号(第四号及び第六号を除く。)に掲げる事項に変更があったとき
当該金融サービス仲介業者
二 第十三条第二項第三号に掲げる書類に記載した金融サービス仲介業務の内容又は方法について変更があったとき
当該金融サービス仲介業者

三 金融サービス仲介業者を廃止し、分割により金融サービス仲介業者に係る事業の全部の承継をさせ、又は金融サービス仲介業者に係る事業の全部の譲渡をしたとき
その金融サービス仲介業者を廃止し、承継をさせ、又は譲渡をした個人又は法人
四 金融サービス仲介業者である個人が死亡したとき
その相続人
五 金融サービス仲介業者である法人が合併により消滅したとき
その法人を代表する役員であった者

六 金融サービス仲介業者である法人について破産手続開始の決定があったとき
その破産管財人
七 金融サービス仲介業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき
その清算人

八 次のイからニまでに掲げる業務を行う金融サービス仲介業者が、それぞれ当該イからニまでに定める者となったとき
当該イからニまでに定める者となった者
イ 預金等媒介業務
銀行代理業者その他政令で定める者
ロ 保険媒介業務
保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人
ハ 有価証券等仲介業務
金融商品取引業者であつて第一種金融商品取引業を行うもの又は金融商品仲介業者
ニ 貸金業貸付媒介業務
貸金業者

九 その他内閣府令で定める場合に該当するとき
内閣府令で定める者
4 前項第八号イからニまでに掲げる業務を行う金融サービス仲介業者が、それぞれ当該イからニまでに定める者(当該イからニまでに掲げる業務のうち一の業務のみを行うものを除く。)となつたときは、それぞれ当該イからニまでに掲げる業務を行わない旨の第一項の変更登録を受けたものとみなす。

5 内閣総理大臣は、第三項(第一号に係る部分に限る。)の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を金融サービス仲介業者登録簿に登録しなければならない。

6 金融サービス仲介業者が第三項第三号から第七号までのいずれかに該当することとなつたとき、又は同項第八号イからニまでに掲げる業務のうち一の業務のみを行う金融サービス仲介業者がそれぞれ当該イからニまでに定める者となつたときは、当該金融サービス仲介業者の第十二条の登録は、その効力を失ふ。

(銀行法等の特例)
第十七条 保険媒介業務の種類に係る第十二条の登録を受けた銀行その他政令で定める者は、銀行法その他政令で定める法律の規定にかかわらず、保険媒介業務を行うことができる(保険契約者等(保険業法第五条第一項第三号イに規定する保険契約者等をいう。第二十二條第二項及び第二十八條第二項において同じ。))の保護に欠けるおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合に限る。

2 預金等媒介業務の種類に係る第十二条の登録を受けた金融サービス仲介業者が行う預金等媒介業務については、銀行法第二条第十四項に規定する銀行代理業、農業協同組合法第九十二條の二第二項に規定する特定信用事業代理業、水

産業協同組合法第百六条第二項に規定する特定信用事業代理業、協同組合による金融事業に関する法律第六條の三第二項に規定する信用協同組合代理業、信用金庫法第八十五條の二第二項に規定する信用金庫代理業、長期信用銀行法第十六條の五第二項に規定する長期信用銀行代理業、労働金庫法第八十九條の三第二項に規定する労働金庫代理業及び農林中央金庫法第九十五條の二第二項に規定する農林中央金庫代理業に該当しないものとみなす。

3 保険媒介業務の種類に係る第十二条の登録を受けた金融サービス仲介業者が行う保険契約の締結の媒介については、保険募集に該当しないものとみなす。

4 保険媒介業務の種類に係る第十二条の登録を受けた金融サービス仲介業者が保険媒介業務を行うときは、当該金融サービス仲介業者並びにその役員及び使用人は、保険業法の規定の適用については、保険募集人又は保険仲立人でないものとみなす。

5 有価証券等仲介業務の種類に係る第十二条の登録を受けた金融サービス仲介業者が行う有価証券等仲介業務については、金融商品取引法第二条第八項に規定する金融商品取引業に該当しないものとみなす。

(電子金融サービス仲介業務に関する特例)
第十八条 電子金融サービス仲介業務を行う金融サービス仲介業者は、次に掲げる要件の全てに該当する場合には、銀行法第五十二條の六十一の二の規定にかかわらず、電子決済等代行業を行うことができる。

一 次のいずれにも該当しない者であること。
イ 電子決済等代行業を適正かつ確実に遂行するために必要と認められる内閣府令で定める基準に適合する財産的基礎を有しない者
ロ 次に掲げる処分を受け、その処分の日から五年を経過しない者

(1) 銀行法第五十二條の六十一の十七第七項又は第二項の規定による同法第五十二條の六十一の二の登録の取消し
(2) 農業協同組合法第九十二條の五の九第九項において読み替えて準用する銀行法第五十二條の六十一の十七第七項又は第二項の規定による農業協同組合法第九十二條の五の二第一項の登録の取消し

ハ 次に掲げる命令を受け、その命令の日から五年を経過しない者
(1) 第三十八條第二項の規定による電子決済等代行業の廃止の命令

(3) 水産業協同組合法第百七條第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二條の六十一の十七第七項又は第二項の規定による水産業協同組合法第百十條第一項の登録の取消し
(4) 協同組合による金融事業に関する法律第六條の五の十第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二條の六十一の十七第七項又は第二項の規定による協同組合による金融事業に関する法律第六條の五の二第一項の登録の取消し

(5) 信用金庫法第八十九條第九項において読み替えて準用する銀行法第五十二條の六十一の十七第七項又は第二項の規定による信用金庫法第八十五條の四第一項の登録の取消し
(6) 労働金庫法第九十四條第五項において読み替えて準用する銀行法第五十二條の六十一の十七第七項又は第二項の規定による労働金庫法第八十九條の五第一項の登録の取消し

(7) 農林中央金庫法第九十五條の五の十第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二條の六十一の十七第七項又は第二項の規定による農林中央金庫法第九十五條の五の二第一項の登録の取消し
(8) 株式会社商工組合中央金庫法第六十條の十九第一項又は第二項の規定による同法第六十條の三の登録の取消し

(9) 銀行法、農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている(一)から(八)までの登録と同種類の登録(当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。)の取消し

ハ 次に掲げる命令を受け、その命令の日から五年を経過しない者
(1) 第三十八條第二項の規定による電子決済等代行業の廃止の命令

- (2) 銀行法第五十二条の六十の二十三第二項の規定による電子決済等代行業の廃止の命令
- (3) 農業協同組合法第九十二条の五の八第四項の規定による同法第九十二条の五の第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業の廃止の命令
- (4) 水産業協同組合法第百六条第四項の規定による同法第百十条第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業の廃止の命令
- (5) 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の九第四項の規定による同法第六条の五の第二項に規定する信用協同組合電子決済等代行業の廃止の命令
- (6) 信用金庫法第八十五条の十一第四項の規定による同法第八十五条の四第二項に規定する信用金庫電子決済等代行業の廃止の命令
- (7) 労働金庫法第八十九条の十二第四項の規定による同法第八十九条の五第二項に規定する労働金庫電子決済等代行業の廃止の命令
- (8) 農林中央金庫法第九十五条の五の九第四項の規定による同法第九十五条の五の第二項に規定する農林中央金庫電子決済等代行業の廃止の命令
- (9) 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十二第四項の規定による同法第六十条の第二項に規定する商工組合中央金庫電子決済等代行業の廃止の命令
- (10) この法律、銀行法、農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する外国の法令の規定による(1)から(9)までの業務と同種類の業務の廃止の命令

二 法人である場合にあっては、次のいずれにも該当しない者であること。

- イ 外国法人であつて日本における代表者を定めていない者
- ロ 役員のうち次のいずれかに該当する者のある者
 - (1) 法人が前号ロ(1)から(9)までに掲げる処分を受けた場合において、その処分の日前三十日以内にその法人の役員であつた者でその処分の日から五年を経過しないもの
 - (2) 法人が前号ハ(1)から(10)までに掲げる命令を受けた場合において、その命令の日前三十日以内にその法人の役員であつた者でその命令の日から五年を経過しないもの

三 個人である場合にあっては、次のいずれにも該当しない者であること。

- イ 外国に住所を有する個人であつて日本における代理人を定めていない者
- ロ 前号ロ(1)又は(2)のいずれかに該当する者

2 金融サービス仲介業者が前項の規定により電子決済等代行業を行う場合にあっては、当該金融サービス仲介業者を銀行法第二十二項に規定する電子決済等代行業者とみなして、同法第五十二条の六十一の六第一項及び第三項、第五十二条の六十一の七第一項、第五十二条の六十一の八から第五十二条の六十一の十六まで、第五十二条の六十一の十七第一項(第一号及び第二号を除く)、第五十二条の六十一の十九から第五十二条の六十一の三十まで、第五十三号第六項並びに第五十六号(第二十一号及び第二十三号から第二十五号までに係る部分に限る。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第九章の規定並びに農業協同組合法第九十二条の五の八、水産業協同組合法第百六条、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の九、信用金庫法第八十五条の十一、労働金庫法第八十九条の十二、農林中央金庫法第九十五条の五の九及び株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十二の規定を適用する。この場合において、銀行法第五十二条の六十一の六第一項中「第五十二条の六十一の三第一項各号に掲げる」

とあるのは「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十八条第三項(電子金融サービス仲介業務に関する特例)に規定する」と、同条第三項中「第五十二条の六十一の三第二項第三号」とあるのは「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十八条第四項第二号」と、同法第五十二条の六十一の十七第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第三号」と、「第五十二条の六十一の二の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定め業務の全部若しくは」とあるのは「六月以内の期間を定めて電子決済等代行業の全部又は」とするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

3 金融サービス仲介業者は、第一項の規定により電子決済等代行業を行うときは、内閣府令で定めるところにより、銀行法第五十二条の六十一の三第一項各号に掲げる事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。

4 前項の規定による届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 第一項各号に掲げる要件に該当することを誓約する書面
- 二 電子決済等代行業の業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類
- 三 その他内閣府令で定める書類

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による届出した金融サービス仲介業者に係る名簿を作成し、公衆の縦覧に供しなければならない。(商号等の使用制限)

第十九条 金融サービス仲介業者でない者は、金融サービス仲介業者という商号若しくは名称又はこれに紛らわしい商号若しくは名称を用いてはならない。(標識の掲示等)

第二十条 金融サービス仲介業者は、金融サービス仲介業務を行う営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、内閣府令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

2 金融サービス仲介業者は、その事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府令で定める場合(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により金融サービス仲介業務を行う場合を除く。)を除き、内閣府令で定めるところにより、商号、名称又は氏名、行う業務の種別その他内閣府令で定める事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送

信(公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の縦覧に供しなければならない。

3 金融サービス仲介業者以外の者は、第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。(名義貸しの禁止)

第二十一条 金融サービス仲介業者は、自己の名義をもつて、他人に金融サービス仲介業者を行わせてはならない。(保証金)

第二十二条 金融サービス仲介業者は、保証金を主たる営業所又は事務所の最寄りの供託所に供託しなければならない。

2 前項の保証金の額は、金融サービス仲介業者の状況及び顧客等(顧客、顧客以外の保険契約者等又は第十一条第五項に規定する媒介により締結した資金の貸付け若しくは手形の割引を内容とする契約に関して保証人となつた者をいう。第四項及び次条第二項において同じ。)の保護を考慮して、政令で定める額とする。

3 金融サービス仲介業者は、政令で定めるところにより、当該金融サービス仲介業者のために所要の保証金が内閣総理大臣の命令に応じて供託される旨の契約を締結し、かつ、その旨を内閣総理大臣に届け出たときは、当該契約の効力の存する間、当該契約において供託されることとなつている金額について第一項の保証金の全部又は一部の供託をしないことができる。

4 内閣総理大臣は、顧客等の保護のため必要があると認めるときは、金融サービス仲介業者と前項の契約を締結した者又は当該金融サービス仲介業者に対し、当該契約において供託されることとなつている金額に相当する金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。

5 金融サービス仲介業者は、第一項の保証金について供託(第三項の契約の締結を含む。第八項及び第十項第三号並びに第百四十七条第一号において同じ。)を行い、かつ、その旨を内閣総理大臣に届け出た後でなければ、金融サービス仲介業者を行つてはならない。

6 金融サービス仲介業者が行つた次の各号に掲げる行為に関して当該各号に定める者に生じた債権に関し、当該各号に定める者は、当該金融

サービズ仲介業者に係る保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

一 第十一条第二項第一号に掲げる行為 当該行為により預金等の受入れを内容とする契約を締結した者

二 第十一条第二項第二号に掲げる行為 当該行為により資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約を締結した者

三 第十一条第二項第三号に掲げる行為 当該行為により為替取引を内容とする契約を締結した者

四 第十一条第三項に規定する媒介 当該媒介により保険契約を締結した保険契約者、当該保険契約の被保険者又は保険金額を受け取るべき者

五 第十一条第四項第一号に掲げる行為 当該行為により有価証券の売買契約を締結した者

六 第十一条第四項第二号に掲げる行為 当該行為により有価証券の売買契約又は市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引に係る契約を締結した者

七 第十一条第四項第三号に掲げる行為 当該行為により有価証券を取得した者

八 第十一条第四項第四号に掲げる行為 当該行為により投資顧問契約又は投資一任契約を締結した者

九 第十一条第五項に規定する媒介 当該媒介により資金の貸付け若しくは手形の割引を内容とする契約を締結した者又は当該契約に関して保証人となった者

七 前項の権利の実行に必要事項は、政令で定める。

八 金融サービズ仲介業者は、第六項の権利の実行その他の理由により、供託を行った保証金の額が第二項の政令で定める額に不足することとなったときは、内閣府令で定める日から二週間以内のその不足額について供託を行い、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

九 第一項又は前項の規定により供託する保証金は、国債証券、地方債証券その他の内閣府令で定める有価証券をもってこれに充てることができる。

十 第一項、第四項又は第八項の規定により供託した保証金は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、内閣総理大臣の承認を受けて、その全部又は一部を取り戻すことができる。

一 第十六条第三項第三号から第七号までのいずれかに該当することとなったとき、又は同一項第八号から二までに掲げる業務のうち一の業務のみを行う金融サービズ仲介業者がそれぞれ当該イから二までに定める者となったとき。

二 第三十八条第一項又は第四項の規定により第十二条の登録が取り消されたとき。

三 金融サービズ仲介業者の状況の変化その他の理由により、供託を行った保証金の額が第二項の政令で定める額を超えることとなったとき。

11 内閣総理大臣は、前項の承認をするときは、金融サービズ仲介業者が行った第六項各号に掲げる行為に関し生じた債権の弁済を確保するために必要と認める限度において、取り戻すことができる時期及び取り戻すことができる保証金の額を指定することができる。

12 前各項に定めるもののほか、保証金に関し必要な事項は、内閣府令・法務省令で定める。

(金融サービズ仲介業者賠償責任保険契約)

第二十三条 金融サービズ仲介業者は、政令で定めるところにより、金融サービズ仲介業者賠償責任保険契約(金融サービズ仲介業者に関して生じた損害の賠償の責任が発生した場合において、これを金融サービズ仲介業者が賠償することにより生ずる損失を保険者が填補することを約し、保険契約者が保険者に保険料を支払うことを約する契約をいう。以下この条において同じ。)を締結し、内閣総理大臣の承認を受けたときは、当該契約の効力の存する間、当該契約の保険金の額に応じて前条第一項の保証金の一部の供託をしないことができる。

2 内閣総理大臣は、顧客等の保護のため必要があると認めるときは、金融サービズ仲介業者賠償責任保険契約を締結した金融サービズ仲介業者に対し、前項の規定により供託をしないことができる金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。

3 前二項に定めるもののほか、金融サービズ仲介業者賠償責任保険契約に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第二節 業務

第二十四条 削除

第二十五条 金融サービズ仲介業者は、金融サービズ仲介業務を行うときは、あらかじめ、顧客

に対し次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一 金融サービズ仲介業者の商号、名称又は氏名及び住所

二 第十四条第一項に規定する金融サービズ仲介業者登録簿に登録されている業務の種類

三 第十一条第二項第一号イからヨまで、第三項各号若しくは第四項第一号イ若しくはロに掲げる者又は貸金業者の代理権がない旨その他金融サービズ仲介業者の権限に関する事項

四 第二十七条の規定の趣旨

五 金融サービズ仲介業者の損害賠償に関する事項

六 その他内閣府令で定める事項

2 金融サービズ仲介業者は、顧客から求められたときは、金融サービズ仲介業務に関して当該金融サービズ仲介業者が受ける手数料、報酬その他の対価の額その他内閣府令で定める事項を、明らかにしなければならない。

(業務運営に関する措置)

第二十六条 金融サービズ仲介業者は、金融サービズ仲介業務に関し、この法律又は他の法律に定めがあるものを除き、内閣府令で定めるところにより、その金融サービズ仲介業務に係る重要な事項の顧客への説明、その金融サービズ仲介業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱いその他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

(金銭等の預託の禁止)

第二十七条 金融サービズ仲介業者は、いかなる名目によるかを問わず、その行う金融サービズ仲介業務に関して、顧客から金銭その他の財産の預託を受け、又は当該金融サービズ仲介業者と密接な関係を有する者として政令で定める者に顧客の金銭その他の財産を預託させてはならない。ただし、顧客の保護に欠けるおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

(指定紛争解決機関との契約締結義務等)

第二十八条 金融サービズ仲介業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。

一 当該金融サービズ仲介業者が預金等媒介業務を行う者である場合 次イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める措置

イ 指定預金等媒介紛争解決機関(指定紛争解決機関であつてその紛争解決等業務の種類

別が預金等媒介業務であるものをいう。以下この条において同じ。)が存在する場合

一 の指定預金等媒介紛争解決機関との間で預金等媒介業務に係る手続実施基本契約を締結する措置

ロ 指定預金等媒介紛争解決機関が存在しない場合 預金等媒介業務に関する苦情処理措置(顧客等からの苦情の処理の業務に従事する利用者その他の従業者に対する助言若しくは指導を第六十二条第三項第三号に掲げる者に行わせること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。以下この項において同じ。)及び紛争解決措置(顧客等との紛争の解決を裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成十六年法律第五十一号)第二条第三号に規定する認証紛争解決手続により図ること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。以下この項において同じ。)

二 当該金融サービズ仲介業者が保険媒介業務を行う者である場合 次イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める措置

イ 指定保険媒介紛争解決機関(指定紛争解決機関であつてその紛争解決等業務の種類が保険媒介業務であるものをいう。以下この条において同じ。)が存在する場合 一の指定保険媒介紛争解決機関との間で保険媒介業務に係る手続実施基本契約を締結する措置

ロ 指定保険媒介紛争解決機関が存在しない場合 保険媒介業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置

三 当該金融サービズ仲介業者が有価証券等仲介業務を行う者である場合 次イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める措置

イ 指定有価証券等仲介紛争解決機関(指定紛争解決機関であつてその紛争解決等業務の種類が有価証券等仲介業務であるものをいう。以下この条において同じ。)が存在する場合 一の指定有価証券等仲介紛争解決機関との間で有価証券等仲介業務に係る手続実施基本契約を締結する措置

一 第十六条第三項第三号から第七号までのいずれかに該当することとなったとき、又は同一項第八号から二までに掲げる業務のうち一の業務のみを行う金融サービズ仲介業者がそれぞれ当該イから二までに定める者となったとき。

二 第三十八条第一項又は第四項の規定により第十二条の登録が取り消されたとき。

三 金融サービズ仲介業者の状況の変化その他の理由により、供託を行った保証金の額が第二項の政令で定める額を超えることとなったとき。

11 内閣総理大臣は、前項の承認をするときは、金融サービズ仲介業者が行った第六項各号に掲げる行為に関し生じた債権の弁済を確保するために必要と認める限度において、取り戻すことができる時期及び取り戻すことができる保証金の額を指定することができる。

12 前各項に定めるもののほか、保証金に関し必要な事項は、内閣府令・法務省令で定める。

(金融サービズ仲介業者賠償責任保険契約)

第二十三条 金融サービズ仲介業者は、政令で定めるところにより、金融サービズ仲介業者賠償責任保険契約(金融サービズ仲介業者に関して生じた損害の賠償の責任が発生した場合において、これを金融サービズ仲介業者が賠償することにより生ずる損失を保険者が填補することを約し、保険契約者が保険者に保険料を支払うことを約する契約をいう。以下この条において同じ。)を締結し、内閣総理大臣の承認を受けたときは、当該契約の効力の存する間、当該契約の保険金の額に応じて前条第一項の保証金の一部の供託をしないことができる。

2 内閣総理大臣は、顧客等の保護のため必要があると認めるときは、金融サービズ仲介業者賠償責任保険契約を締結した金融サービズ仲介業者に対し、前項の規定により供託をしないことができる金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。

3 前二項に定めるもののほか、金融サービズ仲介業者賠償責任保険契約に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第二節 業務

第二十四条 削除

第二十五条 金融サービズ仲介業者は、金融サービズ仲介業務を行うときは、あらかじめ、顧客

別が預金等媒介業務であるものをいう。以下この条において同じ。)が存在する場合

一 の指定預金等媒介紛争解決機関との間で預金等媒介業務に係る手続実施基本契約を締結する措置

ロ 指定預金等媒介紛争解決機関が存在しない場合 預金等媒介業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置

三 当該金融サービズ仲介業者が有価証券等仲介業務を行う者である場合 次イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める措置

イ 指定有価証券等仲介紛争解決機関(指定紛争解決機関であつてその紛争解決等業務の種類が有価証券等仲介業務であるものをいう。以下この条において同じ。)が存在する場合 一の指定有価証券等仲介紛争解決機関との間で有価証券等仲介業務に係る手続実施基本契約を締結する措置

別が預金等媒介業務であるものをいう。以下この条において同じ。)が存在する場合

一 の指定預金等媒介紛争解決機関との間で預金等媒介業務に係る手続実施基本契約を締結する措置

ロ 指定預金等媒介紛争解決機関が存在しない場合 預金等媒介業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置

三 当該金融サービズ仲介業者が有価証券等仲介業務を行う者である場合 次イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める措置

イ 指定有価証券等仲介紛争解決機関(指定紛争解決機関であつてその紛争解決等業務の種類が有価証券等仲介業務であるものをいう。以下この条において同じ。)が存在する場合 一の指定有価証券等仲介紛争解決機関との間で有価証券等仲介業務に係る手続実施基本契約を締結する措置

別が預金等媒介業務であるものをいう。以下この条において同じ。)が存在する場合

一 の指定預金等媒介紛争解決機関との間で預金等媒介業務に係る手続実施基本契約を締結する措置

ロ 指定預金等媒介紛争解決機関が存在しない場合 預金等媒介業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置

三 当該金融サービズ仲介業者が有価証券等仲介業務を行う者である場合 次イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める措置

イ 指定有価証券等仲介紛争解決機関(指定紛争解決機関であつてその紛争解決等業務の種類が有価証券等仲介業務であるものをいう。以下この条において同じ。)が存在する場合 一の指定有価証券等仲介紛争解決機関との間で有価証券等仲介業務に係る手続実施基本契約を締結する措置

- ロ 指定有価証券等仲介紛争解決機関が存在しない場合、有価証券等仲介業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置
- 四 当該金融サービス仲介業者が貸金業貸付媒介業務を行う者である場合、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める措置
 - イ 指定貸金業貸付媒介紛争解決機関（指定紛争解決機関であつてその紛争解決等業務の種別が貸金業貸付媒介業務であるものをいう。以下この条において同じ。）が存在する場合、一の指定貸金業貸付媒介紛争解決機関との間で貸金業貸付媒介紛争に係る手続実施基本契約を締結する措置
 - ロ 指定貸金業貸付媒介紛争解決機関が存在しない場合、貸金業貸付媒介業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置
- 二 前項第一号ロに規定する「顧客等」とは、顧客又は顧客以外の保険契約者等、資金需要者等（貸金業法第二条第六項に規定する資金需要者等をいう。）若しくは債務者等（同条第五項に規定する債務者等をいう。）であつた者をいう。
- 三 金融サービス仲介業者は、第一項の規定による手続実施基本契約を締結する措置を講じた場合は、当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の名称又は商号を公表しなければならぬ。
- 四 第一項の規定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間において、適用しない。
 - 一 第一項第一号イ、第二号イ、第三号イ又は第四号イに掲げる場合に該当していた場合において、同項第一号ロ、第二号ロ、第三号ロ又は第四号ロに掲げる場合に該当することとなつたとき、第七十二条第一項の規定による紛争解決等業務の廃止の認可又は第七十三条第一項の規定による指定の取消しの時に、第一項第一号ロ、第二号ロ、第三号ロ又は第四号ロに定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間
 - 二 第一項第一号イ、第二号イ、第三号イ又は第四号イに掲げる場合に該当していた場合において、同項第一号イの指定預金等媒介紛争解決機関、同項第二号イの指定保険媒介紛争解決機関、同項第三号イの指定有価証券等仲介紛争解決機関若しくは同項第四号イの指定貸金業貸付媒介紛争解決機

関（以下この号において「指定種別紛争解決機関」と総称する。）の紛争解決等業務の廃止が第七十二条第一項の規定により認可されたとき、又は指定種別紛争解決機関の第五十一条第一項の規定による指定が第七十三条第一項の規定により取り消されたとき（前号に掲げる場合を除く。）その認可又は取消しの時に、第一項第一号イ、第二号イ、第三号イ又は第四号イに定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

三 第一項第一号ロ、第二号ロ、第三号ロ又は第四号ロに掲げる場合に該当していた場合において、同項第一号イ、第二号イ、第三号イ又は第四号イに掲げる場合に該当することとなつたとき、第五十一条第一項の規定による指定の時に、第一項第一号イ、第二号イ、第三号イ又は第四号イに定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

（銀行法の準用）

第二十九条 銀行法第五十二条の四十四第二項及び第五十二条の四十五の規定は、預金等媒介業務を行う金融サービス仲介業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとするほか、必要な技術的読替へは、政令で定める。

第五十二条の四十四第二項	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一号（定義）	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一号（定義）
第五十二条の四十四第二項	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一号（定義）	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一号（定義）

第五十二条の四十四第二項	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一号（定義）	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一号（定義）
第五十二条の四十四第二項	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一号（定義）	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一号（定義）

第五十二条の四十四第二項	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一号（定義）	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一号（定義）
第五十二条の四十四第二項	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一号（定義）	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一号（定義）

<p>第三十七條第二項</p>	<p>金融商品取引行為を締結する</p>	<p>交付しなれば</p>	<p>交付するほか、特定預金等契約（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第二十九条において読み替えて準用する銀行法第五十二条の四十四第二項に規定する特定預金等契約をいう。第三十八條第一号並びに第三十九條第一項及び第三項において同じ。）については預金者等（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第二十九条において読み替えて準用する銀行法第五十二条の四十四第二項に規定する預金者等をいう。以下この項において同じ。）の特定保険契約（保険業法第三百条の二に規定する特定保険契約をいう。以下同じ。）については保険契約者等（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十七條第一項に規定する保険契約者等をいう。以下この項において同じ。）の保護に資するため、内閣府令で定めるところにより、当該特定金融サービス契約の内容その他預金者等又は保険契約者等に参考となるべき情報の提供を行わなければ</p>
-----------------	----------------------	---------------	--

<p>第三十七條第一号</p>	<p>の商号</p>	<p>第三十七條第一号</p>	<p>第一項の規定による金融商品取引契約の解除があつた場合には</p>
<p>第三十七條第六項</p>	<p>住所</p>	<p>第三十七條第六項</p>	<p>金融商品取引契約の解除までの期間に相当する手数料、報酬その他の当該金融商品取引契約に関する顧客が支払うべき対価（次項において「対価」とい</p>
<p>第三十七條第六項</p>	<p>住所（相手方金融機関が同条第三項第二号に規定する外国保険会社等である場合にあつては、支店等（保険業法第八十五條第一項に規定する支店等をいう。）の所在地）</p>	<p>第三十七條第六項</p>	<p>顧客からの申出により特定金融サービス契約（特定保険契約を除く。次項において同じ。）の解除に伴い相手方金融機関に損害賠償その他の金銭の支払をした場合において</p>
<p>第三十七條第六項</p>	<p>及び当該特定金融サービス契約に係る相手方金融機関（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一條第六項に規定する金融サービス仲介業者が行う同条第八項に規定する金融サービス仲介業務により顧客が締結する特定金融サービス契約の相手方をいう。以下同じ。）の商号</p>	<p>第三十七條第六項</p>	<p>顧客からの申出により特定金融サービス契約（特定保険契約を除く。次項において同じ。）の解除に伴い相手方金融機関に損害賠償その他の金銭の支払をした場合において</p>

<p>第三十七條第六項</p>	<p>第一項の規定による</p>	<p>第三十七條第六項</p>	<p>金融商品取引契約の締結又はその勧誘</p>
<p>第三十七條第六項</p>	<p>その他の金銭の支払を、解除をした者に対し、</p>	<p>第三十七條第六項</p>	<p>特定金融サービス契約の締結の勧誘又は媒介（特定預金等契約及び特定保険契約に係るものを除く。次号において同じ。）</p>
<p>第三十七條第六項</p>	<p>顧客からの申出により</p>	<p>第三十七條第六項</p>	<p>特定金融サービス契約の締結</p>

<p>第三十九條第一号</p>	<p>有価証券の買取引等</p>	<p>第三十九條第二号</p>	<p>有価証券の買取引等</p>
<p>第三十九條第一号</p>	<p>有価証券の買取引等</p>	<p>第三十九條第二号</p>	<p>有価証券の買取引等</p>
<p>第三十九條第一号</p>	<p>有価証券の買取引等</p>	<p>第三十九條第二号</p>	<p>有価証券の買取引等</p>

(次項並びに同条第二項及び第五項において「保証業者」という。)に対し、当該金融サービス仲介業者の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 金融サービス仲介業者と金融サービス仲介業者に関して取引する者、金融サービス仲介業者から業務の委託を受けた者又は保証業者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

(立入検査)

第三十六條 内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者の金融サービス仲介業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該職員に当該金融サービス仲介業者の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者の金融サービス仲介業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に当該金融サービス仲介業者と金融サービス仲介業者に関して取引する者、当該金融サービス仲介業者から業務の委託を受けた者若しくは保証業者の施設に立ち入らせ、当該金融サービス仲介業者に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 金融サービス仲介業者と金融サービス仲介業者に関して取引する者、金融サービス仲介業者から業務の委託を受けた者又は保証業者は、正当な理由があるときは、第二項の規定による質問又は検査を拒むことができる。

第三十七條 内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者の業務の状況に照らして、当該金融サービス仲介業者の金融サービス仲介業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該金融サービス仲介業者に対し、その

必要の限度において、業務の内容及び方法の変更その他監督上必要な措置を命ずることができる。

(監督上の処分)

第三十八條 内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該金融サービス仲介業者の第十二条の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 金融サービス仲介業者が第十五条第一号から第三号までのいずれかに該当するとき。
二 金融サービス仲介業者が第十二条の登録(預金等媒介業務の種類に係るものに限る。)を受けている場合であつて、第十五条第四号に該当するとき。
三 金融サービス仲介業者が第十二条の登録(保険媒介業務の種類に係るものに限る。)を受けている場合であつて、第十五条第五号に該当するとき。
四 金融サービス仲介業者が第十二条の登録(有価証券等仲介業務の種類に係るものに限る。)を受けている場合であつて、第十五条第六号に該当するとき。
五 金融サービス仲介業者が第十二条の登録(貸金業貸付媒介業務の種類に係るものに限る。)を受けている場合であつて、第十五条第七号に該当するとき。

六 不正の手段により第十二条の登録を受けたことが判明したとき。
七 この法律又はこの法律に基づく内閣総理大臣の処分違反したとき、その他金融サービス仲介業務に関し著しく不適当な行為をしたと認められるとき。

2 内閣総理大臣は、第十八条第一項の規定により電子決済等代行業を行う金融サービス仲介業者が、同条第二項の規定により適用する銀行法の規定又は当該規定に基づく内閣総理大臣の処分違反した場合その他電子決済等代行業の業務に関し著しく不適当な行為をしたと認められる場合には、当該金融サービス仲介業者に対し、電子決済等代行業の廃止を命ずることができる。

3 内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者の役員が、次の各号のいずれかに該当するときは、又は第一項第七号に該当する行為をしたときは、当該金融サービス仲介業者に対し、当該役員への解任を命ずることができる。

一 第十五条第二号イからヘまでのいずれかに該当するとき。
二 金融サービス仲介業者が第十二条の登録(保険媒介業務の種類に係るものに限る。)を受けている場合であつては、その役員が第十五条第五号イ、ロ又はハ(二)若しくは(三)に該当するとき。

4 内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者の営業所若しくは事務所の所在地を確知できないとき、又は金融サービス仲介業者の所在(法人である場合にあつては、その法人を代表する役員(所在)を確知できないときは、内閣府令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該金融サービス仲介業者から申出がないときは、当該金融サービス仲介業者の第十二条の登録を取り消すことができる。

5 前項の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章の規定は、適用しない。

(登録の抹消等)

第三十九條 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、金融サービス仲介業者の登録を抹消しなければならない。
一 前条第一項又は第四項の規定により第十二条の登録を取り消したとき。
二 第十六条第六項の規定により第十二条の登録がその効力を失つたとき。

第五節 認定金融サービス仲介業協会

第四十條 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、金融サービス仲介業者が設立した一般社団法人であつて、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、次条に規定する業務(以下この節において「認定業務」という。)を行う者として認定することができる。

- 一 金融サービス仲介業務の適正を確保し、並びにその健全な発展及び顧客の保護に資することを目的とする。
二 金融サービス仲介業者を社員(以下この節及び第四百四十八条第六号において「会員」という。)に含む旨の定款の定めがあること。
三 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法を定めていること。
四 認定業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有すること。
(認定金融サービス仲介業協会の業務)

第四十一條 認定金融サービス仲介業協会は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 会員が金融サービス仲介業を行うに当たり、この法律その他の法令の規定及び第三号の規則を遵守させるための会員に対する指導、勧告その他の業務。

二 会員の行う金融サービス仲介業に関し、契約の内容の適正化その他金融サービス仲介業者の顧客の保護を図るために必要な指導、勧告その他の業務。

三 会員の行う金融サービス仲介業の適正化及びその取り扱う情報の適正な取扱いのために必要な規則の制定。
四 会員のこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査。
五 金融サービス仲介業の顧客を保護するため必要な情報の収集、整理及び提供。
六 会員の行う金融サービス仲介業に関する顧客等(第二十八条第二項に規定する顧客等)をいう。第四十三条第一項及び次節において同じ。からの苦情の処理。

七 第七十八条第一項又は第二項の規定により行う同条第一項に規定する届出受理事務又は同項に規定する登録事務。
八 金融サービス仲介業の顧客に対する広報。
九 前各号に掲げるもののほか、金融サービス仲介業の健全な発展及び金融サービス仲介業の顧客の保護に資する業務。(会員名簿の統覧等)

第四十二條 認定金融サービス仲介業協会は、会員名簿を公衆の統覧に供しなければならない。
2 認定金融サービス仲介業協会でない者は、その名称又は商号中に、認定金融サービス仲介業協会の会員と誤認されるおそれのある文字を使用してはならない。

3 認定金融サービス仲介業協会の会員でない者は、その名称又は商号中に、認定金融サービス仲介業協会の会員と誤認されるおそれのある文字を使用してはならない。(顧客等からの苦情に関する対応)

第四十三條 認定金融サービス仲介業協会は、金融サービス仲介業の顧客等から会員の行う金融サービス仲介業に関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該会員に対しその苦情の内容を

通知してその迅速な処理を求めなければならない。

2 認定金融サービス仲介業協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該会員に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3 会員は、認定金融サービス仲介業協会から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

4 認定金融サービス仲介業協会は、第一項の申出、苦情に係る事情及びその解決の結果について会員に周知させなければならない。

5 第一項の規定は、認定金融サービス仲介業協会が第五十一条第一項の規定による指定を受けている場合において、第一項の申出が当該指定に係る紛争解決等業務の種別に関する苦情に係るものであるときは、適用しない。

(認定金融サービス仲介業協会への報告等)

第四十四条 会員は、金融サービス仲介業者が行った顧客の保護に欠ける行為に関する情報その他金融サービス仲介業の顧客を保護するために必要な情報として内閣府令で定めるものを取得したときは、これを認定金融サービス仲介業協会に報告しなければならない。

2 認定金融サービス仲介業協会は、その保有する前項に規定する情報について会員から提供の請求があったときは、正当な理由がある場合を除き、当該請求に係る情報を提供しなければならない。

(秘密保持義務等)

第四十五条 認定金融サービス仲介業協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者（次項において「役員等」という。）は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2 認定金融サービス仲介業協会の役員等は、その職務に関して知り得た情報を、認定業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

(定款の必要的記載事項)

第四十六条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第十一条第一項各号に掲げる事項及び第四十条第二号に規定する定款の定めのほか、認定金融サービス仲介業協会は、その定款において、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づき処分若しくは第四十一条第三号の規則

に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をした会員に対し、定款で定める会員の権利の停止若しくは制限を命じ、又は除名する旨を定めなければならない。

(業務規程)

第四十七条 認定金融サービス仲介業協会は、認定業務に関する事項について規程を定め、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更し又は資料の提出を要するときは、同様とする。

(報告又は資料の提出)

第四十八条 内閣総理大臣は、顧客の保護を図るため必要があると認めるときは、認定金融サービス仲介業協会に対し、その業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、顧客の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、認定金融サービス仲介業協会から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。）に対し、当該認定金融サービス仲介業協会の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 認定金融サービス仲介業協会から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

(立入検査)

第四十九条 内閣総理大臣は、顧客の保護を図るため必要があると認めるときは、当該職員に認定金融サービス仲介業協会の事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、顧客の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に認定金融サービス仲介業協会から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、当該認定金融サービス仲介業協会に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 認定金融サービス仲介業協会から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、第二項の規定による質問又は検査を拒むことができる。

(監督命令)

第五十条 内閣総理大臣は、認定業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、この節の規定の施行に必要な限度において、認定金融サービス仲介業協会に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、この節の規定若しくはこの節の規定に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、その認定を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

第六節 指定紛争解決機関

第五十一条 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者として、指定することができる。

- 一 法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体を除く。第四号二において同じ。）であること。
- 二 第七十三条第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過していない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。
- 三 この法律若しくは弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終り、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者。

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終り、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ 第七十三条第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消された場合若しくはこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員（外国の法令上これと同様に取り扱われている者を含む。ニにおいて同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるもの若しくは当該他の法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該政令で定める指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

ホ この法律若しくは弁護士法又はこれらに相当する外国の法令に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終り、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

五 紛争解決等業務を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すること。

六 役員又は職員の構成が紛争解決等業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

七 この節において「業務規程」という。）が法令に適合し、かつ、この法律の定めるところにより紛争解決等業務を公正かつ適確に実施するために十分であると認められること。

八 次項の規定により意見を聴取した結果、手続実施基本契約の解除に関する事項その他の各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（同条第三項の規定によりこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を

口 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

除く。)について異議(合理的な理由が付き
れたものに限る。)を述べた金融サービ
ス仲介業者の数の金融サービ
ス仲介業者の総数に
占める割合が政令で定める割合以下の割合と
なったこと。

2 前項の申請をしようとする者は、あらかじ
め、内閣府令で定めるところにより、金融サー
ビス仲介業者に対し、業務規程の内容を説明
し、これについて異議がないかどうかの意見
(異議がある場合には、その理由を含む。)を聴
取し、及びその結果を記載した書類を作成しな
ければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定を
しようとするときは、同項第五号から第七号ま
でに掲げる要件(紛争解決手続の業務に係る部
分に限り、同号に掲げる要件にあつては、第五
十六条第四項各号及び第五項各号に掲げる基準
に係るものに限る。)に該当していることにつ
いて、あらかじめ、法務大臣に協議しなければ
ならない。

4 第一項の規定による指定は、紛争解決等業務
の種別ごとに行うものとし、同項第八号の割合
は、当該紛争解決等業務の種別ごとに算定する
ものとする。

5 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定を
したときは、指定紛争解決機関の名称又は商号
及び主たる営業所又は事務所の所在地、当該指
定に係る紛争解決等業務の種別並びに当該指定
をした日を官報で告示しなければならない。

(指定の申請)
第五十二条 前条第一項の規定による指定を受け
ようとする者は、次に掲げる事項を記載した指
定申請書を内閣総理大臣に提出しなければなら
ない。

- 一 指定を受けようとする紛争解決等業務の
種別
- 二 名称又は商号
- 三 主たる営業所又は事務所その他紛争解決等
業務を行う営業所又は事務所の名称及び所
在地
- 四 役員の名又は名称若しくは商号
- 五 前項の指定申請書には、次に掲げる書類を添
付しなければならない。

- 一 前条第一項第三号及び第四号に掲げる要件
に該当することを誓約する書面
- 二 定款及び法人の登記事項証明書(これらに
準ずるものを含む。)

- 三 業務規程
- 四 組織に関する事項を記載した書類
- 五 財産目録、貸借対照表その他の紛争解決等
業務を行うために必要な経理的な基礎を有す
ることを明らかにする書類であつて内閣府令
で定めるもの
- 六 前条第二項に規定する書類その他同条第一
項第八号に掲げる要件に該当することを証す
る書類として内閣府令で定めるもの
- 七 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定
める書類

(秘密保持義務等)
第五十三条 指定紛争解決機関の紛争解決委員
(第六十二条第二項の規定により選任された紛
争解決委員をいう。次項、次条第二項並びに第
五十六條第二項及び第四項において同じ。)若
しくは役員若しくは職員又はこれらの職にあつ
た者は、紛争解決等業務に関して知り得た秘密
を漏らし、又は自己の利益のために使用しては
ならない。

2 指定紛争解決機関の紛争解決委員又は役員若
しくは職員で紛争解決等業務に従事する者は、
刑法その他の罰則の適用については、法令によ
り公務に従事する職員とみなす。

第五十四条 指定紛争解決機関は、この法律及び
業務規程の定めるところにより、紛争解決等業
務を行うものとする。

2 指定紛争解決機関(紛争解決委員を含む。)
は、当事者である加入金融サービ
ス仲介業者
(手続実施基本契約を締結した相手方である金
融サービ
ス仲介業者をいう。以下この節におい
て同じ。)若しくはその顧客等又はこれらの者
以外の者との手続実施基本契約その他の契約で
定めるところにより、紛争解決等業務を行うこ
とに関し、負担金又は料金その他の報酬を受け
ることができる。

(苦情処理手続又は紛争解決手続の業務の委託)
第五十五条 指定紛争解決機関は、他の指定紛争
解決機関又は他の法律の規定による指定であつ
て紛争解決等業務に相当する業務に係るものと
して政令で定めるものを受けた者(第六十二条
第四項及び第五項において「受託紛争解決機
関」という。)以外の者に対して、苦情処理手
続又は紛争解決手続の業務を委託してはならな
い。

第五十六条 指定紛争解決機関は、次に掲げる事
項に関する業務規程を定めなければならない。

- 一 手続実施基本契約の内容に関する事項
- 二 手続実施基本契約の締結に関する事項
- 三 紛争解決等業務の実施に関する事項
- 四 紛争解決等業務に要する費用について加入
金融サービ
ス仲介業者が負担する負担金に関
する事項
- 五 当事者である加入金融サービ
ス仲介業者又
はその顧客等(以下この節において単に「当
事者」という。)から紛争解決等業務の実施
に関する料金を徴収する場合にあつては、当
該料金に関する事項
- 六 他の指定紛争解決機関その他相談、苦情の
処理又は紛争の解決を実施する国の機関、地
方公共団体、民間事業者その他の者との連携
に関する事項
- 七 紛争解決等業務に関する苦情の処理に関す
る事項
- 八 前各号に掲げるもののほか、紛争解決等業
務の実施に必要な事項として内閣府令で定め
るもの

2 前項第一号の手続実施基本契約は、次に掲げ
る事項を内容とするものでなければならない。

一 指定紛争解決機関は、加入金融サービ
ス仲介業者の顧客等からの申立てに基づき紛争
解決手続を開始した場合において、加入金融
サービ
ス仲介業者にこれらの手続に応じるよ
う求めることができ、当該加入金融サービ
ス仲介業者は、その求めがあつたときは、正当
な理由がないのに、これを拒んではならない
こと。

二 指定紛争解決機関又は紛争解決委員は、苦
情処理手続を開始し、又は加入金融サービ
ス仲介業者の顧客等からの申立てに基づき紛争
解決手続を開始した場合において、加入金融
サービ
ス仲介業者にこれらの手続に応じるよ
う求めることができ、当該加入金融サービ
ス仲介業者は、その求めがあつたときは、正当
な理由がないのに、これを拒んではならない
こと。

三 指定紛争解決機関又は紛争解決委員は、苦
情処理手続又は紛争解決手続において、加入
金融サービ
ス仲介業者に対し、報告又は帳簿
書類その他の物件の提出を求めることがで
き、当該加入金融サービ
ス仲介業者は、その
求めがあつたときは、正当な理由がないの
に、これを拒んではならないこと。

四 紛争解決委員は、紛争解決手続において、
加入金融サービ
ス仲介業者の顧客等からの申立てに基づき紛争
解決手続を開始した場合において、加入金融
サービ
ス仲介業者にこれらの手続に応じるよ
う求めることができ、当該加入金融サービ
ス仲介業者は、その求めがあつたときは、正当
な理由がないのに、これを拒んではならない
こと。

五 紛争解決委員は、紛争解決手続において、
前号の和解案の受諾の勧告によつては当事者
間に和解が成立する見込みがない場合におい
て、事案の性質、当事者の意向、当事者の手
続進行の状況その他の事情に照らして相当で
あると認めるときは、金融サービ
ス仲介業者
関連紛争の解決のために必要な特別調停案を
作成し、理由を付して当事者に提示すること
ができること。

六 加入金融サービ
ス仲介業者は、訴訟が係属
している請求を目的とする紛争解決手続が開
始された場合には、当該訴訟が係属している
旨、当該訴訟における請求の理由及び当該訴
訟の程度を指定紛争解決機関に報告しなけれ
ばならないこと。

七 加入金融サービ
ス仲介業者は、紛争解決手
続の目的となつた請求に係る訴訟が提起され
た場合には、当該訴訟が提起された旨及び当
該訴訟における請求の理由を指定紛争解決機
関に報告しなければならないこと。

八 前二号に規定する場合のほか、加入金融サ
ービ
ス仲介業者は、紛争解決手続の目的とな
つた請求に係る訴訟に関し、当該訴訟の程度
その他の事項の報告を求められた場合には、
当該事項を指定紛争解決機関に報告しなけれ
ばならないこと。

九 加入金融サービ
ス仲介業者は、第六号若し
くは第七号の訴訟が裁判所に係属しなくなつ
た場合又はその訴訟について裁判が確定した
場合には、その旨及びその内容を指定紛争解
決機関に報告しなければならないこと。

十 加入金融サービ
ス仲介業者は、その顧客等
に対し指定紛争解決機関による紛争解決等業
務の実施について周知するため、必要な情報
の提供その他の措置を講じなければならない
こと。

してはならないことを内容とするものでなければならぬ。

4 第一項第三号に掲げる事項に関する業務規程は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 苦情処理手続と紛争解決手続との連携を確保するための措置が講じられていること。

二 紛争解決委員の選任の方法及び紛争解決委員が金融サービス仲介業務関連紛争の当事者と利害関係を有することその他の紛争解決手続の公正な実施を妨げるおそれがある事由がある場合において、当該紛争解決委員を排除するための方法を定めていること。

三 指定紛争解決機関の実質的支配者等（指定紛争解決機関の株式の所有、指定紛争解決機関に対する融資その他の事由を通じて指定紛争解決機関の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にあるものとして内閣府令で定める者をいう。）又は指定紛争解決機関の子会社等（指定紛争解決機関が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配する関係にあるものとして内閣府令で定める者をいう。）を金融サービス仲介業務関連紛争の当事者とする金融サービス仲介業務関連紛争について紛争解決手続の業務を行うこととしている指定紛争解決機関にあっては、当該実質的支配者等若しくは当該子会社等又は指定紛争解決機関が紛争解決委員に対して不当な影響を及ぼすことを排除するための措置が講じられていること。

四 紛争解決委員が弁護士でない場合（司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）第三条第一項第七号に規定する紛争について行う紛争解決手続において、紛争解決委員が同条第二項に規定する司法書士である場合を除く。）において、紛争解決手続の実施に当たり法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときに、弁護士の助言を受けることができるようにするための措置を定めていること。

五 紛争解決手続の実施に際して行う通知について相当な方法を定めていること。

六 紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行について定めていること。

七 加入金融サービス仲介業者の顧客等が指定紛争解決機関に対し金融サービス仲介業務関

連苦情の解決の申立てをする場合又は金融サービス仲介業務関連紛争の当事者が指定紛争解決機関に対し紛争解決手続の申立てをする場合の要件及び方式を定めていること。

八 指定紛争解決機関が加入金融サービス仲介業者から紛争解決手続の申立てを受けた場合において、金融サービス仲介業務関連紛争の他方の当事者となる当該加入金融サービス仲介業者の顧客等に対し、速やかにその旨を通知するとともに、当該顧客等がこれに応じた紛争解決手続の実施を依頼するか否かを確認するための手続を定めていること。

九 指定紛争解決機関が加入金融サービス仲介業者の顧客等から第七号の紛争解決手続の申立てを受けた場合において、金融サービス仲介業務関連紛争の他方の当事者となる当該加入金融サービス仲介業者に対し、速やかにその旨を通知する手続を定めていること。

十 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の保管、返還その他の取扱いの方法を定めていること。

十一 紛争解決手続において陳述される意見又は提出され、若しくは提示される帳簿書類その他の物件に含まれる金融サービス仲介業務関連紛争の当事者又は第三者の秘密について、当該秘密の性質に応じて適切に保持するための取扱いの方法を定めていること。第六十二条第九項に規定する手続実施記録に記載されているこれらの秘密についても、同様とする。

十二 金融サービス仲介業務関連紛争の当事者が紛争解決手続を終了させるための要件及び方式を定めていること。

十三 紛争解決委員が紛争解決手続によつては金融サービス仲介業務関連紛争の当事者間和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該紛争解決手続を終了し、その旨を金融サービス仲介業務関連紛争の当事者に通知することを定めていること。

十四 指定紛争解決機関の紛争解決委員、役員及び職員について、これらの者が紛争解決等業務に関して知り得た秘密を確実に保持するための措置を定めていること。

十五 第一項第四号及び第五号に掲げる事項に関する業務規程は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 第一項第四号に規定する負担金及び同項第五号に規定する料金の額又は算定方法及び支

払方法（次号において「負担金額等」という。）を定めていること。

二 負担金額等が著しく不当なものでないこと。

6 第二項第五号の「特別調停案」とは、和解案であつて、次に掲げる場合を除き、加入金融サービス仲介業者が受諾しなければならぬものをいう。

一 当事者である加入金融サービス仲介業者の顧客等（以下この項において「当事者顧客等」という。）が当該和解案を受諾しないとき。

二 当該和解案の提示の時に当該紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟が提起されていない場合において、当事者顧客等が当該和解案を受諾したことを加入金融サービス仲介業者が知つた日から一月を経過する日までに当該請求に係る訴訟が提起され、かつ、同日までに当該訴訟が取り下げられないとき。

三 当該和解案の提示の時に当該紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟が提起されている場合において、当事者顧客等が当該和解案を受諾したことを加入金融サービス仲介業者が知つた日から一月を経過する日までに当該訴訟が取り下げられないとき。

四 当事者顧客等が当該和解案を受諾したことを加入金融サービス仲介業者が知つた日から一月を経過する日までに、当該紛争解決手続が行われている金融サービス仲介業務関連紛争について、当事者間において仲裁法（平成十五年法律第三十八号）第二条第一項に規定する仲裁合意がされ、又は当該和解案によらずに和解若しくは調停が成立したとき。

7 業務規程の変更は、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

8 内閣総理大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、当該認可に係る業務規程が第四項各号及び第五項各号に掲げる基準（紛争解決手続の業務に係る部分に限る。）に適合していることについて、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

（手続実施基本契約の不履行の事実の公表等）

第五十七条 指定紛争解決機関は、手続実施基本契約により加入金融サービス仲介業者が負担する義務の不履行が生じた場合において、当該加入金融サービス仲介業者の意見を聴取し、当該

不履行について正当な理由がないと認めるときは、遅滞なく、当該加入金融サービス仲介業者の商号、名称又は氏名及び当該不履行の事実を公表するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。

2 指定紛争解決機関は、金融サービス仲介業務関連苦情及び金融サービス仲介業務関連紛争を未然に防止し、並びに金融サービス仲介業務関連苦情の処理及び金融サービス仲介業務関連紛争の解決を促進するため、加入金融サービス仲介業者その他の者に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うよう努めなければならない。

（暴力団員等の使用の禁止）

第五十八条 指定紛争解決機関は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者を紛争解決等業務に従事させ、又は紛争解決等業務の補助者として使用してはならない。

（差別的取扱いの禁止）

第五十九条 指定紛争解決機関は、特定の加入金融サービス仲介業者に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

（記録の保存）

第六十条 指定紛争解決機関は、第六十二条第九項の規定によるもののほか、内閣府令で定めるところにより、紛争解決等業務に関する記録を作成し、保存しなければならない。

（苦情処理手続）

第六十一条 指定紛争解決機関は、加入金融サービス仲介業者の顧客等から金融サービス仲介業務関連苦情について解決の申立てがあつたときは、その相談に応じ、当該顧客等に必要な助言をし、当該金融サービス仲介業務関連苦情に係る事情を調査するとともに、当該加入金融サービス仲介業者に対し、当該金融サービス仲介業務関連苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

（紛争解決手続）

第六十二条 加入金融サービス仲介業者に係る金融サービス仲介業務関連紛争の解決を図るため、当事者は、当該加入金融サービス仲介業者が手続実施基本契約を締結した指定紛争解決機関に対し、紛争解決手続の申立てをすることができる。

2 指定紛争解決機関は、前項の申立てを受けたときは、紛争解決委員を選任するものとする。

3 紛争解決委員は、人格が高潔で識見の高い者であつて、次の各号のいずれかに該当する者（第一項の申立てに係る当事者と利害関係を有する者を除く。）のうちから選任されるものとする。この場合において、紛争解決委員のうち少なくとも一人は、第一号又は第三号（当該申立てが司法書士法第三条第一項第七号に規定する紛争に係るものである場合に於ては、第一号、第三号又は第四号）のいずれかに該当する者でなければならない。

一 弁護士であつてその職務に従事した期間が通算して五年以上である者

二 金融サービス仲介業務に従事した期間が通算して十年以上である者

三 消費生活に関する消費者と事業者との間に生じた苦情に係る相談その他の消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者として内閣府令で定める者

四 当該申立てが司法書士法第三条第一項第七号に規定する紛争に係るものである場合に於ては、同条第二項に規定する司法書士であつて同項に規定する簡裁訴訟代理等関係業務に従事した期間が通算して五年以上である者

五 前各号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

4 指定紛争解決機関は、第一項の申立てを第二項の規定により選任した紛争解決委員（以下この条及び次条第一項において単に「紛争解決委員」という。）による紛争解決手続に付するものとする。ただし、紛争解決委員は、当該申立てに係る当事者である加入金融サービス仲介業者の顧客等が当該金融サービス仲介業務関連紛争を適切に解決するに足りる能力を有する者と認められることその他の事由により紛争解決手続を行うのに適当でないとき、又は当事者が不当な目的のみだりに第一項の申立てをしたと認めるときは、紛争解決手続を実施しないものとし、紛争解決委員が当該申立てを受託した紛争解決機関における紛争解決手続に相当する手続に付することが適当と認めるときは、指定紛争解決機関は、受託紛争解決機関に紛争解決手続の業務を委託するものとする。

5 前項ただし書の規定により紛争解決委員が紛争解決手続を実施しないとき、又は受託紛争解決機関に業務を委託するときは、指定紛争解決

機関は、第一項の申立てをした者に対し、その旨を理由を付して通知するものとする。

6 紛争解決委員は、当事者若しくは参考人から意見を聴取し、若しくは報告書の提出を求め、又は当事者から参考となるべき帳簿書類その他の物件の提出を求め、和解案を作成して、その受諾を勧告し、又は特別調停（第五十六条第六項に規定する特別調停案を提示することをいう。）をすることが出来る。

7 紛争解決手続は、公開しない。ただし、紛争解決委員は、当事者の同意を得て、相当と認められる者の傍聴を許すことができる。

8 指定紛争解決機関は、紛争解決手続の開始に先立ち、当事者である加入金融サービス仲介業者の顧客等に対し、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項について、これを記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。第二百二十五条第四項及び第五項において同じ。）を提供して説明をしなければならない。

9 指定紛争解決機関は、内閣府令で定めるところにより、その実施した紛争解決手続に関し、次に掲げる事項を記載した手続実施記録を作成し、保存しなければならない。

一 金融サービス仲介業務関連紛争の当事者が紛争解決手続の申立てをした年月日

二 金融サービス仲介業務関連紛争の当事者及びその代理人の氏名、商号又は名称

三 紛争解決委員の氏名

四 紛争解決手続の実施の経緯

五 紛争解決手続の結果（紛争解決手続の終了の理由及びその年月日を含む。）

六 前各号に掲げるもののほか、実施した紛争解決手続の内容を明らかにするために必要な事項であつて内閣府令で定めるもの

第六十三条 紛争解決手続によつては金融サービス仲介業務関連紛争の当事者間に和解が成立す

の見込みがないことを理由に紛争解決委員が当該紛争解決手続を終了した場合において、当該紛争解決手続の申立てをした当該金融サービス仲介業務関連紛争の当事者がその旨の通知を受けた日から一月以内に当該紛争解決手続の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の完成猶予に関しては、当該紛争解決手続における請求の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

2 指定紛争解決機関の紛争解決等業務の廃止が第七十二条第一項の規定により認可され、又は第五十一条第一項の規定による指定が第七十三条第一項の規定により取り消され、かつ、その認可又は取消しの日に紛争解決手続が実施されていた金融サービス仲介業務関連紛争がある場合において、当該紛争解決手続の申立てをした当該金融サービス仲介業務関連紛争の当事者が第七十二条第三項若しくは第七十三条第四項の規定による通知を受けた日又は当該認可若しくは取消しを知つた日のいずれか早い日から一月以内に当該紛争解決手続の目的となつた請求について訴えを提起したときも、前項と同様とする。（訴訟手続の中止）

第六十四条 金融サービス仲介業務関連紛争に於いて当該金融サービス仲介業務関連紛争の当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、当該金融サービス仲介業務関連紛争の当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることが出来る。

一 当該金融サービス仲介業務関連紛争について、当該金融サービス仲介業務関連紛争の当事者間において紛争解決手続が実施されていること。

二 前号の場合のほか、当該金融サービス仲介業務関連紛争の当事者間に紛争解決手続によつて当該金融サービス仲介業務関連紛争の解決を図る旨の合意があること。

2 受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。

3 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対しては、不服を申し立てることができない。

（加入金融サービス仲介業者の名簿の縦覧）

第六十五条 指定紛争解決機関は、加入金融サービス仲介業者の名簿を公衆の縦覧に供しな

（名称等の使用制限）

第六十六条 指定紛争解決機関でない者（金融商品取引法第五十六条の三十九第一項の規定による指定を受けた者その他これに類する者として政令で定めるものを除く。）は、その名称又は商号中に、指定紛争解決機関と誤認されるおそれのある文字を使用してはならない。（変更の届出）

第六十七条 指定紛争解決機関は、第五十二条第一項第二号から第四号までのいずれかに掲げる事項に変更があつたときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により指定紛争解決機関の名称若しくは商号又は主たる営業所若しくは事務所の所在地の変更の届出があつたときは、その旨を官報で告示しなければならない。

（手続実施基本契約の締結等の届出）

第六十八条 指定紛争解決機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 金融サービス仲介業者と手続実施基本契約を締結したとき、又は当該手続実施基本契約を終了したとき。

二 前号に掲げるもののほか、内閣府令で定めるとき。

（業務に関する報告書の提出）

第六十九条 指定紛争解決機関は、事業年度ごとに、当該事業年度に係る紛争解決等業務に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 前項の報告書に関する記載事項、提出期日その他必要な事項は、内閣府令で定める。

（報告徴収及び立入検査）

第七十条 内閣総理大臣は、紛争解決等業務の公正かつ適確な遂行のため必要があると認めるときは、指定紛争解決機関に対し、その業務に関し報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、指定紛争解決機関の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、当該指定紛争解決機関の業務の状況に関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、紛争解決等業務の公正かつ適確な遂行のため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、指定紛争解決機

関に立ち入り検査する権限を有するものとする。

2 前項の手数料で認定金融サービス仲介業協会等に納められたものは、当該認定金融サービス仲介業協会等の収入とする。
(登録事務についての審査請求)

第八十条 第七十八条第一項若しくは第二項の規定により登録事務を行う認定金融サービス仲介業協会等の第七十七条において読み替えて準用する金融商品取引法第六十四条第三項の規定による登録の申請に係る不作為若しくは第七十七条において読み替えて準用する同法第六十四条の二第一項の規定による登録の拒否又は第七十八条第一項の規定により登録事務を行う認定金融サービス仲介業協会等の第七十七条において読み替えて準用する同法第六十四条の五第一項の規定による処分について不服がある金融サービス仲介業者は、内閣総理大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、内閣総理大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、認定金融サービス仲介業協会等の上級行政庁とみなす。
(内閣府令への委任)

第八十一条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による認可、承認、登録、認定又は指定に関する申請の手續、書類の提出の手續その他この法律を実施するため必要な事項は、内閣府令で定める。
第五章 金融サービスの利用環境の整備等
第一節 安定的な資産形成の支援等

(基本方針)
第八十二条 政府は、国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
一 国民の安定的な資産形成の支援に関する基本的な方向
二 国民の安定的な資産形成の支援に関する次に掲げる事項
イ 国民の安定的な資産形成に資する制度の整備に関する事項
ロ 国民の安定的な資産形成に資する制度の利用の促進に関する事項
ハ 国民の安定的な資産形成に関する教育及び広報の推進に関する事項

二 国民の安定的な資産形成の支援のために必要な調査及び研究に関する事項
三 国民の安定的な資産形成の支援に関する施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
四 前三号に掲げるもののほか、国民の安定的な資産形成の支援に関する施策に関する重要な事項
3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、金融審議会の意見を聴くものとする。
5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
6 政府は、適時に、基本方針に基づく施策の実施の状況について、評価を行わなければならない。
7 政府は、国民の安定的な資産形成の支援に関する状況の変化を勘案し、及び前項の評価を踏まえ、基本方針に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。
8 第三項から第五項までの規定は、基本方針の変更について準用する。
(地方公共団体及び民間事業者に対する支援)
第八十三条 国は、国民の安定的な資産形成の支援に関する施策に關し、地方公共団体が実施する施策及び民間事業者が行う安定的な資産形成の支援に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
(地方公共団体の施策)
第八十四条 地方公共団体は、国の施策に準じて、当該地域の社会的及び経済的状况に応じた安定的な資産形成の支援に関する施策を講ずるよう努めるものとする。
第八十五条 事業主は、その事業に支障のない範囲内で、その従業員を対象とする国、地方公共団体又は次条の金融経済教育推進機構による安定的な資産形成に資する制度の利用の促進のための取組並びに安定的な資産形成に関する教育及び広報に協力するよう努めるものとする。
第二節 金融経済教育推進機構
第一款 総則

第八十六条 金融経済教育推進機構(以下「機構」という。)は、適切な金融サービスの利用
等に資する金融又は経済に関する知識を習得し、これを活用する能力の育成を図るための教授及び指導(第百九十九条及び第百三十四条において「金融経済教育」という。)を推進することを目的とする。
(法人格)
第八十七条 機構は、法人とする。
第八十八条 機構は、一を限り、設立されるものとする。
(資本金)
第八十九条 機構の資本金は、その設立に際し、政府及び政府以外の者が出資する額の合計額とする。
機構は、必要があるときは、内閣総理大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。
(名称)
第九十条 機構は、その名称中に金融経済教育推進機構という文字を用いなければならない。
2 機構でない者は、その名称中に金融経済教育推進機構という文字を用いてはならない。
(登記)
第九十一条 機構は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。
2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。
(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)
第九十二条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四条及び第七十八条の規定は、機構について準用する。
第二款 設立
(発起人)
第九十三条 機構を設立するには、金融又は経済に関して専門的な知識と経験を有する者三人以上が発起人になることを必要とする。
第九十四条 発起人は、速やかに、機構の定款を作成し、政府以外の者に対し機構に対する出資を募集しなければならない。
2 前項の定款には、次の事項を記載しなければならない。
一 目的
二 名称
三 事務所の所在地
四 資本金及び出資に関する事項
五 運営委員会に関する事項
六 役員に関する事項
七 業務及びその執行に関する事項
八 財務及び会計に関する事項
九 定款の変更に関する事項
十 公告の方法
(設立の認可等)
第九十五条 発起人は、前条第一項の募集が終わったときは、速やかに、定款を内閣総理大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。
2 内閣総理大臣は、機構の理事長となるべき者及び監事となるべき者を指名する。
3 前項の規定により指名された機構の理事長となるべき者及び監事となるべき者は、機構の成立の時にあって、第百九条第一項の規定により、それぞれ理事長及び監事に任命されたものとする。
(事務の引継ぎ)
第九十六条 発起人は、前条第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事務を同条第二項の規定により指名された機構の理事長となるべき者に引き継がなければならない。
2 前条第二項の規定により指名された機構の理事長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。
(設立の登記)
第九十七条 第九十五条第二項の規定により指名された機構の理事長となるべき者は、前条第二項の規定による出資金の払込みがあつたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。
2 機構は、設立の登記をすることにより成立する。
第三款 運営委員会
(設置)
第九十八条 機構に、運営委員会を置く。
(権限)
第九十九条 次に掲げる事項は、運営委員会の議決を経なければならない。
一 定款の変更
二 業務方法書の作成又は変更
三 予算及び事業計画の作成又は変更
四 決算

第九十条 機構は、その名称中に金融経済教育推進機構という文字を用いなければならない。
2 機構でない者は、その名称中に金融経済教育推進機構という文字を用いてはならない。
(登記)
第九十一条 機構は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。
2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。
(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)
第九十二条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四条及び第七十八条の規定は、機構について準用する。
第二款 設立
(発起人)
第九十三条 機構を設立するには、金融又は経済に関して専門的な知識と経験を有する者三人以上が発起人になることを必要とする。
第九十四条 発起人は、速やかに、機構の定款を作成し、政府以外の者に対し機構に対する出資を募集しなければならない。
2 前項の定款には、次の事項を記載しなければならない。
一 目的
二 名称
三 事務所の所在地
四 資本金及び出資に関する事項
五 運営委員会に関する事項
六 役員に関する事項
七 業務及びその執行に関する事項
八 財務及び会計に関する事項
九 定款の変更に関する事項
十 公告の方法
(設立の認可等)
第九十五条 発起人は、前条第一項の募集が終わったときは、速やかに、定款を内閣総理大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。
2 内閣総理大臣は、機構の理事長となるべき者及び監事となるべき者を指名する。
3 前項の規定により指名された機構の理事長となるべき者及び監事となるべき者は、機構の成立の時にあって、第百九条第一項の規定により、それぞれ理事長及び監事に任命されたものとする。
(事務の引継ぎ)
第九十六条 発起人は、前条第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事務を同条第二項の規定により指名された機構の理事長となるべき者に引き継がなければならない。
2 前条第二項の規定により指名された機構の理事長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。
(設立の登記)
第九十七条 第九十五条第二項の規定により指名された機構の理事長となるべき者は、前条第二項の規定による出資金の払込みがあつたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。
2 機構は、設立の登記をすることにより成立する。
第三款 運営委員会
(設置)
第九十八条 機構に、運営委員会を置く。
(権限)
第九十九条 次に掲げる事項は、運営委員会の議決を経なければならない。
一 定款の変更
二 業務方法書の作成又は変更
三 予算及び事業計画の作成又は変更
四 決算

第九十条 機構は、その名称中に金融経済教育推進機構という文字を用いなければならない。
2 機構でない者は、その名称中に金融経済教育推進機構という文字を用いてはならない。
(登記)
第九十一条 機構は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。
2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。
(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)
第九十二条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四条及び第七十八条の規定は、機構について準用する。
第二款 設立
(発起人)
第九十三条 機構を設立するには、金融又は経済に関して専門的な知識と経験を有する者三人以上が発起人になることを必要とする。
第九十四条 発起人は、速やかに、機構の定款を作成し、政府以外の者に対し機構に対する出資を募集しなければならない。
2 前項の定款には、次の事項を記載しなければならない。
一 目的
二 名称
三 事務所の所在地
四 資本金及び出資に関する事項
五 運営委員会に関する事項
六 役員に関する事項
七 業務及びその執行に関する事項
八 財務及び会計に関する事項
九 定款の変更に関する事項
十 公告の方法
(設立の認可等)
第九十五条 発起人は、前条第一項の募集が終わったときは、速やかに、定款を内閣総理大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。
2 内閣総理大臣は、機構の理事長となるべき者及び監事となるべき者を指名する。
3 前項の規定により指名された機構の理事長となるべき者及び監事となるべき者は、機構の成立の時にあって、第百九条第一項の規定により、それぞれ理事長及び監事に任命されたものとする。
(事務の引継ぎ)
第九十六条 発起人は、前条第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事務を同条第二項の規定により指名された機構の理事長となるべき者に引き継がなければならない。
2 前条第二項の規定により指名された機構の理事長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。
(設立の登記)
第九十七条 第九十五条第二項の規定により指名された機構の理事長となるべき者は、前条第二項の規定による出資金の払込みがあつたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。
2 機構は、設立の登記をすることにより成立する。
第三款 運営委員会
(設置)
第九十八条 機構に、運営委員会を置く。
(権限)
第九十九条 次に掲げる事項は、運営委員会の議決を経なければならない。
一 定款の変更
二 業務方法書の作成又は変更
三 予算及び事業計画の作成又は変更
四 決算

五 その他運営委員会が特に必要と認める事項
(組織)
第百条 運営委員会は、委員八人以上並びに機構の理事長及び理事をもって組織する。

2 運営委員会に委員長を一人置き、委員のうちから、委員の互選によってこれを定める。
3 委員長は、運営委員会の会務を総理する。

4 運営委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代理する者を定めておかなければならない。
(委員の任命)
第百一条 委員は、金融、経済、教育活動又は年金制度に関して専門的知識を有する者のうちから、機構の理事長が内閣総理大臣の認可を受けて任命する。

(委員の任期)
第百二条 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 委員は、再任されることができない。
(委員の解任)
第百三条 機構の理事長は、委員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、内閣総理大臣の認可を受けて、その委員を解任することができる。

一 破産手続開始の決定を受けたとき。
二 拘禁刑以上の刑に処せられたとき。
三 心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき。
四 職務上の義務違反があるとき。
(議決の方法)
第百四条 運営委員会は、委員長又は第百条第四項に規定する委員長の職務を代理する者のほか、委員並びに機構の理事長及び理事の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 運営委員会の議事は、出席した委員並びに機構の理事長及び理事の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。
(委員の秘密保持義務)
第百五条 委員は、その職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。委員がその職を退いた後も、同様とする。
(委員の地位)
第百六条 委員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第百七条 機構に、役員として理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。
(役員) 第百八条 理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。
2 理事は、理事長の定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。
3 監事は、機構の業務を監査する。
4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、運営委員会、理事長又は内閣総理大臣に意見を提出することができる。
(役員) 第百九条 理事長及び監事は、内閣総理大臣が任命する。
2 理事は、理事長が内閣総理大臣の認可を受けて任命する。
(役員) 第百十條 役員は、前任者の残任期間とす。ただし、補欠の役員は、前任者の残任期間とする。
2 役員は、再任されることができない。
(役員) 第百十一條 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)は、役員となることができない。
(役員) 第百十二條 内閣総理大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。
2 内閣総理大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が第百三条各号のいずれかに該当するに至ったときその他役員たるに適しないと認めるときは、第百九条の規定の例により、その役員を解任することができる。
(役員) 第百十三條 役員(非常勤の者を除く)は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。
(監事の兼職禁止)
第百十四條 監事は、理事長、理事、運営委員会の委員又は機構の職員を兼ねてはならない。

第四款 役員等

(代表権の制限)
第百十五条 機構と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、監事が機構を代表する。
(代理人の選任)
第百十六條 理事長は、機構の職員のうちから、機構の業務の一部に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する代理人を選任することができる。
(職員) 第百十七條 機構の職員は、理事長が任命する。
(役員) 第百十八條 第百五条及び第百六条の規定は、機構の役員及び職員について準用する。
第五款 業務
(業務の範囲)
第百十九條 機構は、第八十六条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。
一 金融経済教育を行うこと。
二 国民が金融経済教育を容易に受けられるよう、必要な情報の収集、整理及び提供、金融経済教育を担う人材の養成及び資質の向上その他の支援を行うこと。
三 金融経済教育の推進に関する調査研究を行うこと。
四 前三号に掲げる業務に附帯する業務
(業務の委託)
第百二十條 機構は、内閣総理大臣の認可を受けて、前条の業務の一部を委託することができる。
2 第百五条の規定は、前項の規定による委託を受けた者(その者が法人である場合にあつては、その役員)又はその職員で、当該委託を受けた業務に従事するものについて準用する。
(業務方法書)
第百二十一條 機構は、業務開始の際、業務方法書を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
2 前項の業務方法書には、内閣府令で定める事項を記載しなければならない。
(資料の交付の要請等)
第百二十二條 国又は地方公共団体は、機構がその業務を行うため特に必要があると認め、要請をしたときは、機構に対し、必要な資料を交付し、又はこれを閲覧させることができる。

2 機構は、その業務を行うため必要があると認めるときは、国の機関、地方公共団体、民間事業者その他の者に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
第六款 財務及び会計
(事業年度)
第百二十三條 機構の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。
(予算等の認可)
第百二十四條 機構は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
2 内閣総理大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。
(財務諸表等)
第百二十五條 機構は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書その他内閣府令で定める書類及びこれらの附属明細書(以下この条において「財務諸表」という)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に内閣総理大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 機構は、前項の規定により財務諸表を内閣総理大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び財務諸表の区分に従って作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。
3 機構は、第一項の規定による内閣総理大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見書(以下この条において「財務諸表等」という)を、各事務所に備え置き、内閣府令で定める期間、公衆の縦覧に供しなければならない。
4 財務諸表等は、電磁的記録をもって作成することができる。
5 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう)により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとることができる。この場合においては、財務諸表

2 機構は、前項の規定により財務諸表を内閣総理大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び財務諸表の区分に従って作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。
3 機構は、第一項の規定による内閣総理大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見書(以下この条において「財務諸表等」という)を、各事務所に備え置き、内閣府令で定める期間、公衆の縦覧に供しなければならない。
4 財務諸表等は、電磁的記録をもって作成することができる。
5 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう)により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとることができる。この場合においては、財務諸表

2 機構は、前項の規定により財務諸表を内閣総理大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び財務諸表の区分に従って作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。
3 機構は、第一項の規定による内閣総理大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見書(以下この条において「財務諸表等」という)を、各事務所に備え置き、内閣府令で定める期間、公衆の縦覧に供しなければならない。
4 財務諸表等は、電磁的記録をもって作成することができる。
5 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう)により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとることができる。この場合においては、財務諸表

2 機構は、前項の規定により財務諸表を内閣総理大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び財務諸表の区分に従って作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。
3 機構は、第一項の規定による内閣総理大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見書(以下この条において「財務諸表等」という)を、各事務所に備え置き、内閣府令で定める期間、公衆の縦覧に供しなければならない。
4 財務諸表等は、電磁的記録をもって作成することができる。
5 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう)により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとることができる。この場合においては、財務諸表

2 機構は、前項の規定により財務諸表を内閣総理大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び財務諸表の区分に従って作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。
3 機構は、第一項の規定による内閣総理大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見書(以下この条において「財務諸表等」という)を、各事務所に備え置き、内閣府令で定める期間、公衆の縦覧に供しなければならない。
4 財務諸表等は、電磁的記録をもって作成することができる。
5 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう)により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとることができる。この場合においては、財務諸表

2 機構は、前項の規定により財務諸表を内閣総理大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び財務諸表の区分に従って作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。
3 機構は、第一項の規定による内閣総理大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見書(以下この条において「財務諸表等」という)を、各事務所に備え置き、内閣府令で定める期間、公衆の縦覧に供しなければならない。
4 財務諸表等は、電磁的記録をもって作成することができる。
5 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう)により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとることができる。この場合においては、財務諸表

2 機構は、前項の規定により財務諸表を内閣総理大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び財務諸表の区分に従って作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。
3 機構は、第一項の規定による内閣総理大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見書(以下この条において「財務諸表等」という)を、各事務所に備え置き、内閣府令で定める期間、公衆の縦覧に供しなければならない。
4 財務諸表等は、電磁的記録をもって作成することができる。
5 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう)により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとることができる。この場合においては、財務諸表

2 機構は、前項の規定により財務諸表を内閣総理大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び財務諸表の区分に従って作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。
3 機構は、第一項の規定による内閣総理大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見書(以下この条において「財務諸表等」という)を、各事務所に備え置き、内閣府令で定める期間、公衆の縦覧に供しなければならない。
4 財務諸表等は、電磁的記録をもって作成することができる。
5 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう)により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとることができる。この場合においては、財務諸表

2 機構は、前項の規定により財務諸表を内閣総理大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び財務諸表の区分に従って作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。
3 機構は、第一項の規定による内閣総理大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見書(以下この条において「財務諸表等」という)を、各事務所に備え置き、内閣府令で定める期間、公衆の縦覧に供しなければならない。
4 財務諸表等は、電磁的記録をもって作成することができる。
5 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう)により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとることができる。この場合においては、財務諸表

2 機構は、前項の規定により財務諸表を内閣総理大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び財務諸表の区分に従って作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。
3 機構は、第一項の規定による内閣総理大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見書(以下この条において「財務諸表等」という)を、各事務所に備え置き、内閣府令で定める期間、公衆の縦覧に供しなければならない。
4 財務諸表等は、電磁的記録をもって作成することができる。
5 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう)により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとることができる。この場合においては、財務諸表

2 機構は、前項の規定により財務諸表を内閣総理大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び財務諸表の区分に従って作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。
3 機構は、第一項の規定による内閣総理大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見書(以下この条において「財務諸表等」という)を、各事務所に備え置き、内閣府令で定める期間、公衆の縦覧に供しなければならない。
4 財務諸表等は、電磁的記録をもって作成することができる。
5 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう)により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとることができる。この場合においては、財務諸表

2 機構は、前項の規定により財務諸表を内閣総理大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び財務諸表の区分に従って作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。
3 機構は、第一項の規定による内閣総理大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見書(以下この条において「財務諸表等」という)を、各事務所に備え置き、内閣府令で定める期間、公衆の縦覧に供しなければならない。
4 財務諸表等は、電磁的記録をもって作成することができる。
5 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう)により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとることができる。この場合においては、財務諸表

等を、第三項の規定により備え置き、公衆の縦覧に供したものとみなす。

(利益及び損失の処理)
第二百二十六条 機構は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 機構は、予算をもって定める額に限り、第一項の規定による積立金を第十九条の業務に要する費用に充てることができる。

(借入金)
第二百二十七条 機構は、その業務に要する費用に充てるため必要な場合において、内閣総理大臣の認可を受けて、短期借入金を行うことができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、内閣総理大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項及び第二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

5 機構は、長期借入金及び債券発行をすることができない。
(余裕金の運用)
第二百二十八条 機構は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。
一 国債その他内閣総理大臣の指定する有価証券の保有
二 内閣総理大臣の指定する金融機関への預金
三 その他内閣府令で定める方法
第二百二十九条 この法律に定めるもののほか、機構の財務及び会計に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

(監督) 第七款 監督
第二百三十条 機構は、内閣総理大臣が監督する。

2 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。
(報告及び検査)
第二百三十一条 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対しその業務に関し報告をさせ、又はその職員に機構の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第八款 雑則

(定款の変更) 第二百三十二条 定款の変更は、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。
(解散)
第二百三十三条 機構は、解散した場合において、その債務を弁済しなすお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額を限度として分配するものとする。

2 前項に規定するもののほか、機構の解散については、別に法律で定める。
(資金の確保)
第二百三十四条 国は、金融経済教育の推進を図るために必要な資金の確保に努めるものとする。
(内閣府令への委任)
第二百三十五条 この法律に定めるもののほか、この節の規定の実施に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第六章 雑則
(関係者相互の連携及び協力)
第二百三十六条 国の関係行政機関は、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する施策の円滑な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

2 国、地方公共団体、機構その他の関係者は、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する施策が全国において効果的かつ効率的に実施されるよう、適切に役割を分担するとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。
(権限の委任)
第二百三十七条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

2 金融庁長官は、前項の規定により委任された権限のうち、次に掲げるものを証券取引等監視委員会（以下この条及び次条において「委員会」という。）に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。
一 第三十五条第一項及び第二項の規定による権限（第十一条第四項第一号から第三号までに掲げる行為の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）
二 第三十六条第一項及び第二項の規定による権限（第十一条第四項第一号から第三号までに掲げる行為の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）
三 第四十八条第一項及び第二項の規定による権限（金融サービス仲介業（有価証券等仲介業務に係るものに限る。）の適正の確保に係る認定金融サービス仲介業協会の業務として政令で定める業務に関するものに限る。次号において同じ。）
四 第四十九条第一項及び第二項の規定による権限

3 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限（前項の規定により委任されたものを除く。）のうち、第三十五条第一項及び第二項、第三十六条第一項及び第二項、第四十八条第一項及び第二項並びに第四十九条第一項及び第二項の規定によるものを委員会に委任することができる。

4 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について金融庁長官に報告するものとする。

5 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限（第二項及び第三項の規定により委任されたものを除く。）の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

6 委員会は、政令で定めるところにより、第二項及び第三項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

7 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。
(委員会に対する審査請求)
第二百三十八条 委員会が前条第二項又は第三項の規定により行う報告又は資料の提出の命令（同

条第六項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。）についての審査請求は、委員会に対してのみ行うことができる。
(経過措置)
第二百三十九条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第七章 罰則
第二百四十条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 不正の手段により第十二条の登録又は第十条第一項の変更登録を受けたとき。
二 第二十一条の規定に違反して他人に金融サービス仲介業を行わせたとき。
三 第三十条において準用する保険業法第三十条第一項の規定に違反して同項第一号に掲げる行為（運用実績連動型保険契約（同法第百条の五第一項に規定する運用実績連動型保険契約をいう。第百四十二条第三号において同じ。）に係るものに限る。）をしたとき。
四 第三十一条第一項において準用する金融商品取引法第三十八条の二又は第三十一条第二項において準用する同法第三十九条第一項の規定に違反したとき。
五 第三十一条第一項において準用する金融商品取引法第六十六条の十四第一号ハの規定に違反したとき。
六 第三十一条第一項において準用する金融商品取引法第六十六条の十四の二の規定に違反したとき。
七 第三十八条第二項の規定による電子決済等代行業の廃止の命令に違反したとき。

第二百四十一条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 第三十二条において準用する貸金業法第二十一条第一項の規定に違反したとき。
二 第三十八条第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。
三 第五十条の規定による命令に違反したとき。

規定により当該届出に添付すべき書類に虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

二 第三十二条において準用する貸金業法第十四条第二項の規定に違反したとき。

三 第三十二条において準用する貸金業法第十四条第一項(第四号を除く。)に規定する事項を掲せず、又は虚偽の掲示をしたとき。

三の二 第三十二条において準用する貸金業法第十四条第二項の規定に違反して、同項に規定する事項を公衆の閲覧に供せず、又は虚偽の事項を公衆の閲覧に供したとき。

四 第三十二条において準用する貸金業法第十四条の二後段の規定に違反して、相当の理由がないのに、帳簿書類の閲覧又は謄写の請求を拒んだとき。

五 第三十二条において準用する貸金業法第二十一条第二項又は第三項の規定に違反して、同条第二項各号(第五号を除く。)に掲げる事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、若しくは記録をせず、若しくは虚偽の記録をし、又は相手方から請求があった場合に取立てを行う者の氏名その他の事項を明らかにしなかったとき。

六 第四十二条第三項の規定に違反してその名称又は商号中に認定金融サービス仲介業協会の会員と誤認されるおそれのある文字を使用したとき。

七 第六十条又は第六十二条第九項の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成したとき。

第八十九条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第三十二条において準用する貸金業法第十四条第二項の規定に違反して、従業員名簿を備え付けず、これに同項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又はこれを保存しなかったとき。

三 第七十二条第一項の認可を受けず、紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止又は廃止をしたとき。

第九十條 第三十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした機構の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

第九十條 次各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十九条の規定に違反したとき。

二 第二十条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

三 第二十条第三項の規定に違反して同条第一項の規定による標識又はこれに類似する標識を掲示したとき。

四 第四十七条後段の規定に違反したとき。

五 第五十七条第一項に規定する報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 第六十七条第一項、第六十八条又は第七十条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

七 第七十二条第三項又は第七十三条第四項の規定に違反して通知をせず、又は虚偽の通知をしたとき。

八 第七十七条において準用する金融商品取引法第六十四条の四の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

九 第七十八条第四項の規定に違反したとき。

第九十條 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第四十条(第七号を除く。)又は第四百四十一条(第一号を除く。)三億円以下の罰金刑

二 第四百二十二条(第五号、第七号から第十三号まで及び第十九号を除く。)二億円以下の罰金刑

三 第四百四十三条第二号、第四号又は第五号一億円以下の罰金刑

四 第四百四十二条第七号、第四百四十一条第一号、第四百四十二条第五号、第七号から第十三号まで若しくは第十九号、第四百四十三条(第二号、第四号及び第五号を除く。)第四百四十七条から第四百四十九条まで又は前条 各本条の罰金刑

前項の規定により法人でない団体を処罰する場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第九十條 次各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 第二十二條第四項又は第二十三條第二項の規定による命令に違反して供託しなかった者

二 第七十四條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第九十條 第十條第一項の規定に違反して勧誘方針を定めず、又は同条第三項の規定に違反してこれを公表しなかった金融商品販売業者等は、五十万円以下の過料に処する。

第九十條 第四十二條第二項の規定に違反してその名称又は商号中に認定金融サービス仲介業協会と誤認されるおそれのある文字を使用した者は、三十万円以下の過料に処する。

第九十條 次各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした金融サービス仲介業者(金融サービス仲介業者が法人であるときは、その役員(取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、理事又は監事に準ずる者を含む。以下この条及び第六十条において同じ。)、認定金融サービス仲介業協会等の役員又は指定紛争解決機関の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。)は、三十万円以下の過料に処する。

一 第三十七條の規定による命令に違反したとき。

二 第四十二條第一項又は第六十五條の規定による名簿を公衆の縦覧に供することを怠ったとき。

三 第七十八條第五項の規定に違反して届出を怠ったとき。

第九十條 第九十條第二項の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

第九十條 次各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第五章第二節の規定により内閣総理大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 第九十一條第一項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。

三 第九十九條に規定する業務以外の業務を行ったとき。

第九十條 第三項の規定に違反して、書類を備え置かず、又は縦覧に供しなかったとき。

五 第二百二十八條の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。

六 第三十條第二項の規定による内閣総理大臣の命令に違反したとき。

第九十條 第六十六條の規定に違反してその名称又は商号中に指定紛争解決機関と誤認されるおそれのある文字を使用した者は、十万円以下の過料に処する。

第九十條 第三十二條において準用する貸金業法第二十二條の規定に違反したときは、その違反行為をした金融サービス仲介業者(金融サービス仲介業者が法人であるときは、その役員)又はその代理人、使用人その他の従業者は、十万円以下の過料に処する。

第九十條 金融商品取引法第九章の規定は、この章の罪のうち、有価証券の売買その他の取引又は同法第三十三條第三項に規定するデリバティブ取引等の公正を害するものとして政令で定めるものに係る事件について準用する。

第八章 没収に関する手続等の特例

第九十條 没収に関する手続等の特例(第三者の財産の没収手続等)

第九十條 第四百四十二條第一項の規定により没収すべき財産である債権等(不動産及び動産以外の財産をいう。次条及び第六十四條において同じ。)が被告人以外の者(以下この条において「第三者」という。)に帰属する場合において、「第三者」といふときは、没収の裁判をすることを許されていないときは、没収の裁判をすることができない。

第九十條 第四百四十四條第一項の規定により、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときも、前項と同様とする。

第九十條 金融商品取引法第二百九十九條の四第三項から第五項までの規定は、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第四百四十四條第二項において準用する同法第二百九十九條の三第二項の規定により当該権利を存続させるべきときについて準用する。この場合において、同法第二百九十九條の四第三項及び第四項中「前条第二項」とあるのは、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に

為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第九十條 次各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 第二十二條第四項又は第二十三條第二項の規定による命令に違反して供託しなかった者

二 第七十四條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第九十條 第十條第一項の規定に違反して勧誘方針を定めず、又は同条第三項の規定に違反してこれを公表しなかった金融商品販売業者等は、五十万円以下の過料に処する。

第九十條 第四十二條第二項の規定に違反してその名称又は商号中に認定金融サービス仲介業協会と誤認されるおそれのある文字を使用した者は、三十万円以下の過料に処する。

第九十條 次各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした金融サービス仲介業者(金融サービス仲介業者が法人であるときは、その役員(取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、理事又は監事に準ずる者を含む。以下この条及び第六十条において同じ。)、認定金融サービス仲介業協会等の役員又は指定紛争解決機関の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。)は、三十万円以下の過料に処する。

一 第三十七條の規定による命令に違反したとき。

二 第四十二條第一項又は第六十五條の規定による名簿を公衆の縦覧に供することを怠ったとき。

三 第七十八條第五項の規定に違反して届出を怠ったとき。

第九十條 第九十條第二項の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

第九十條 次各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第五章第二節の規定により内閣総理大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 第九十一條第一項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。

三 第九十九條に規定する業務以外の業務を行ったとき。

関する法律第四百四十四条第二項において準用する前条第二項」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項に規定する財産の没収に関する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法（昭和三十三年法律第三十八号）の規定を準用する。

（没収された債権等の処分等）

第六十三條 金融商品取引法第二百九条の五第一項の規定は第四百四十三条第四号の罪に關し没収された債権等について、同法第二百九条の五第二項の規定は同号の罪に關し没収すべき債権の没収の裁判が確定したときについて、同法第二百九条の六の規定は権利の移転について登記又は登録を要する財産を同号の罪に關し没収する裁判に基づき権利の移転の登記又は登録を關係機關に囑託する場合について、それぞれ準用する。

（刑事補償の特例）

第六十四條 第四百四十三条第四号の罪に關し没収すべき債権等の没収の執行に対する刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）による補償の内容については、同法第四條第六項の規定を準用する。

附則

（施行期日等）

1 この法律は、平成十三年四月一日から施行し、この法律の施行後に金融商品販売業者等が業として行った金融商品の販売等について適用する。

2 この法律の施行後に業として行われる金融商品の販売等については、顧客に対し、この法律の施行前に重要事項に相当する事項について説明が行われているときは、金融商品販売業者等は、当該金融商品の販売等に係る重要事項について説明を行ったものとみなす。

（政令への委任）

3 前項に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則

（平成一五年五月三〇日法律第五四号）抄

四号

抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成一六年一二月三日法律第一五四号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

（処分等の効力）

第二十一条 この法律の施行前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第二十二條 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第二百二十三條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一六年一二月八日法律第一五九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年七月一日から施行する。

附則（平成一七年一〇月二二日法律第一〇二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

（金融商品の販売等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第九九條 この法律の施行前に、第六十六條の規定による改正前の金融商品の販売等に関する法律（次項において「旧法」という。）の規定により、旧公社に対して行い、又は旧公社が行つた処分、手続その他の行為（旧原動機付自転車等責任保険募集取扱法第二條第二項に規定する原動機付自転車等責任保険募集の取扱いの業務（次項において「原動機付自転車等責任保険募集取扱業務」という。）を除く。）は、整備法等に別段の定めがあるものを除き、第六十六條の規定による改正後の金融商品の販売等に関する法律（次項において「新法」という。）の相当する規定により郵便貯金銀行に対して行い、又は郵便貯金銀行が行つた処分、手続その他の行為とみなす。

2 この法律の施行前に、旧法の規定により、旧公社に対して行い、又は旧公社が行つた処分、手続その他の行為（原動機付自転車等責任保険募集取扱業務に関するものに限る。）は、整備法等に別段の定めがあるものを除き、新法の相当する規定により郵便局株式会社に対して行い、又は郵便局株式会社が行つた処分、手続その他の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第一百七七條 この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第七十條（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第二十七條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替預り金寄附委託法第八條（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第三十九條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十條（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第四十二條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十二條（第十五号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為並びに附則第二條第二項の規定の適用がある場合における郵政民営化法第四百四條に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一八年六月一四日法律第六六号）抄

この法律は、平成十八年証券取引法改正法の施行の日から施行する。

附則（平成二四年九月二二日法律第八六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四條第十三項及び第十八條の規定公布の日

二 第一条、次条及び附則第十七條の規定公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則の適用に関する経過措置）

第十七條 この法律（附則第一條第二号及び第三号に掲げる規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十八條 附則第二條から第五條まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第十九條 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則（令和元年六月七日法律第二八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三十一條の規定は、公布の日から施行する。

（金融商品の販売等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十四條 金融商品販売業者等（第三條の規定による改正後の金融商品の販売等に関する法律（以下この条において「新金融商品販売法」という。）第二條第三項に規定する金融商品販売業者等をいう。）が、この法律の施行前に新金融商品販売法第三條第一項に規定する重要事項に相当する事項について同項の規定の例により説明を行った場合には、当該説明を同項の規定により行った説明とみなして、新金融商品販売法の規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）

第三十條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

売等に関する法律（次項において「新法」という。）の相当する規定により郵便貯金銀行に対して行い、又は郵便貯金銀行が行つた処分、手続その他の行為とみなす。

2 この法律の施行前に、旧法の規定により、旧公社に対して行い、又は旧公社が行つた処分、手続その他の行為（原動機付自転車等責任保険募集取扱業務に関するものに限る。）は、整備法等に別段の定めがあるものを除き、新法の相当する規定により郵便局株式会社に対して行い、又は郵便局株式会社が行つた処分、手続その他の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第一百七七條 この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第七十條（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第二十七條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替預り金寄附委託法第八條（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第三十九條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十條（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第四十二條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十二條（第十五号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為並びに附則第二條第二項の規定の適用がある場合における郵政民営化法第四百四條に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一八年六月一四日法律第六六号）抄

この法律は、平成十八年証券取引法改正法の施行の日から施行する。

附則（平成二四年九月二二日法律第八六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四條第十三項及び第十八條の規定公布の日

二 第一条、次条及び附則第十七條の規定公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則の適用に関する経過措置）

第十七條 この法律（附則第一條第二号及び第三号に掲げる規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十八條 附則第二條から第五條まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第十九條 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則（令和元年六月七日法律第二八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三十一條の規定は、公布の日から施行する。

（金融商品の販売等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十四條 金融商品販売業者等（第三條の規定による改正後の金融商品の販売等に関する法律（以下この条において「新金融商品販売法」という。）第二條第三項に規定する金融商品販売業者等をいう。）が、この法律の施行前に新金融商品販売法第三條第一項に規定する重要事項に相当する事項について同項の規定の例により説明を行った場合には、当該説明を同項の規定により行った説明とみなして、新金融商品販売法の規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）

第三十條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四條第十三項及び第十八條の規定公布の日

二 第一条、次条及び附則第十七條の規定公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則の適用に関する経過措置）

第十七條 この法律（附則第一條第二号及び第三号に掲げる規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十八條 附則第二條から第五條まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第十九條 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則（令和元年六月七日法律第二八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三十一條の規定は、公布の日から施行する。

（金融商品の販売等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十四條 金融商品販売業者等（第三條の規定による改正後の金融商品の販売等に関する法律（以下この条において「新金融商品販売法」という。）第二條第三項に規定する金融商品販売業者等をいう。）が、この法律の施行前に新金融商品販売法第三條第一項に規定する重要事項に相当する事項について同項の規定の例により説明を行った場合には、当該説明を同項の規定により行った説明とみなして、新金融商品販売法の規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）

第三十條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

定、同法第四十三條の五の改正規定（交付する書面に記載する事項を「提供しなけれ
ばならない情報」に改める部分に限る。）、同
法第七十九條第二項の改正規定（審判の一
を「最初の審判手続の」に改める部分に限
る。）、同法第四項の改正規定、同法第八十
條の次に一條を加える改正規定、同法第八
十一條第三項及び第八十二條（見出しを含
む。）、改正規定、同法第八十三條第二項
の改正規定（審判手続開始決定書に記載さ
れ」を「審判手続開始決定記録に記載さ
れ」に改める部分を除く。）、同法第八十四條第
一項、第八十五條の三第一項、第九十九
條第二号の四並びに第二百五條第十二号及
第十三号の改正規定、同号の次に一號を加
える改正規定並びに同法第二百八號第六号の改
正規定、第三号中金融サービスの提供及び利
用環境の整備等に関する法律第四百十三條第
三号の改正規定、同法第五号の次に一號を加
える改正規定、同法第四百七十七條第四号の改
正規定、同法第五号の次に一號を加える改正
規定及び同法第三十一條第一項の改正規定
第四條（金融機関の信託業務の兼営等に関す
る法律第二条第四項の改正規定を除く。）、第
五條（農業協同組合法第九十二條の五の八
第六項の改正規定及び第二号に掲げる改正規定
を除く。）、及び第六條（水産業協同組合法第
百十六條第六項の改正規定及び第二号に掲
げる改正規定を除く。）、の規定、第七條中協同
組合による金融事業に関する法律第六條の五
の十一第一項の改正規定（一に対する誠実義
務）を「の利益の保護のための体制整備」
に、「揭示」を「揭示等」に改める部分及び
「募集等の禁止」の下に、「出資対象事業の
状況に係る情報の提供が確保されていない場
合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係
る情報が提供されていない場合の募集等の禁
止」を加える部分を除く。）、同法第二項の改
正規定並びに同法第十條の二の五第四号及び
第五号の改正規定、第八條（投資信託及び投
資法人に関する法律第九十七條の改正規定
及び第二号に掲げる改正規定を除く。）、の規
定、第九條中信用金庫法第八十九條の第二
項の改正規定（一に対する誠実義務）を「の
利益の保護のための体制整備」に、「揭示」

報の提供が確保されていない場合の売買等の
禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供
されていない場合の募集等の禁止」を加える
部分を除く。）、同法第二項の改正規定並びに
同法第九十條の四の五第四号及び第五号の改
正規定、第十條中長期信用銀行法第十七條の
二の改正規定（一に対する誠実義務）を「の
利益の保護のための体制整備」に、「揭示」
を「揭示等」に改める部分及び「募集等の禁
止」の下に、「出資対象事業の状況に係る情
報の提供が確保されていない場合の売買等の
禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供
されていない場合の募集等の禁止」を加える
部分を除く。）、並びに同法第二十五條の二
の四第三号及び第四号の改正規定、第十一條中
労働金庫法第九十四條の二の改正規定（一に
対する誠実義務）を「の利益の保護のための
体制整備」に、「揭示」を「揭示等」に改め
る部分及び「募集等の禁止」の下に、「出資
対象事業の状況に係る情報の提供が確保され
ていない場合の売買等の禁止、出資対象事業
の状況に係る情報が提供されていない場合の
募集等の禁止」を加える部分を除く。）、並び
に同法第十二條の四の五第四号及び第五号の改
正規定、第十二條中銀行法第十三條の四の改
正規定（一に対する誠実義務）を「の利益の
保護のための体制整備」に、「揭示」を「掲
示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の
下に、「出資対象事業の状況に係る情報の提
供が確保されていない場合の売買等の禁止、
出資対象事業の状況に係る情報が提供され
ていない場合の募集等の禁止」を加える部分
を除く。）、同法第五十二條の二の五の改正規定
（一に対する誠実義務）を「の利益の保護のた
めの体制整備」に、「揭示」を「揭示等」に
改める部分及び「募集等の禁止」の下に、「
出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保
されていない場合の売買等の禁止、出資対象
事業の状況に係る情報が提供されていない場
合の募集等の禁止」を加える部分を除く。）、
同法第五十二條の四十五の二の改正規定（
一に対する誠実義務）を「の利益の保護のた
めの体制整備」に、「揭示」を「揭示等」に
改める部分及び「募集等の禁止」の下に、「
出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保
されていない場合の売買等の禁止、出資対象
事業の状況に係る情報が提供されていない場
合の募集等の禁止」を加える部分を除く。）、

合の募集等の禁止」を加える部分を除く。）、
同法第五十二條の六十の十七の改正規定（
一に対する誠実義務）を「の利益の保護のた
めの体制整備」に、「揭示」を「揭示等」に
改める部分及び「募集等の禁止」の下に、「
出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保
されていない場合の売買等の禁止、出資対象
事業の状況に係る情報が提供されていない場
合の募集等の禁止」を加える部分を除く。）、
並びに同法第六十三條の二の五第三号及び第
四号の改正規定、第十四條中保険業法第九
九條第八項の改正規定、同法第九十條の五の
見出し及び同法第一項の改正規定、同法第二
項を削る改正規定、同法第三項の改正規定、同
法第四項を削る改正規定、同法第三十
條の二の改正規定（一に対する誠実義務）を
「の利益の保護のための体制整備」に、「掲
示」を「揭示等」に改める部分及び「募集等
の禁止」の下に、「出資対象事業の状況に係
る情報の提供が確保されていない場合の売買
等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が
提供されていない場合の募集等の禁止」を加
える部分を除く。）、並びに同法第三百十五
條第四号及び第五号、第三百十六條の二第二
号、第三百十七條の二第八号並びに第三百
九號第四号から第六号まで及び第十二号の改
正規定、第十六條の規定、第十七條中農林
中央金庫法第五十九條の三、第五十九條の七、
第九十五條の五並びに第九十九條の二の五第
三号及び第四号の改正規定、第十八條（信託
業法第二十四條の二の改正規定（一）に対す
る誠実義務）を「の利益の保護のための体制
整備」に、「揭示」を「揭示等」に改める部分
及び「募集等の禁止」の下に、「出資対象事
業の状況に係る情報の提供が確保されてい
ない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状
況に係る情報が提供されていない場合の募集
等の禁止」を加える部分に限る。）、の規
定並びに第十九條中株式会社商工組合中央
金庫法第二十九條、第五十六條第五項並び
に第七十四條第三号及び第四号の改正規定並
びに附則第九條、第十八條から第二十二條ま
で、第二十三條（第一項を除く。）、第二十四
條から第三十三條まで、第三十五條、第三十
六條及び第五十七條の規定 公布の日から起
算して一年六月を超えない範囲内において政
令で定める日

- （金融経済教育推進機構に関する経過措置）
- 第十四條** 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現にその名称中に金融経済教育推進機構という文字を用いている者については、第二条の規定による改正後の金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第九十條第二項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（附則第十七條第二項及び第二十三條第一項において「第二号施行日」という。）以後六月間は、適用しない。
- 第十五條** 機構の最初の事業年度は、第二条の規定による改正後の金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第二百二十三條の規定にかかわらず、その成立の日始まり、その後最初の三月三十一日に終わるものとする。
- 第十六條** 機構の最初の事業年度の予算及び事業計画については、第二条の規定による改正後の金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第二百二十四條第一項中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「機構の成立後遅滞なく」とする。
- （金融サービスの提供に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
- 第十七條** 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）の前日までの間における第二条の規定による改正後の金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第四百六十六條の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。
- 2** 第二号施行日から刑法施行日の前日までの間における第二条の規定による改正後の金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第四百三十三條第二号の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「禁錮」とする。
- （罰則に関する経過措置）
- 第六十七條** この法律（附則第一条第三号及び第四号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第六十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第六十九条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律(以下この条において「改正後の各法律」という。)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和六年六月一四日法律第五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四十八条の規定 公布の日

(政令への委任)

第四十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。